

Ⅱ 各論としての外部監査結果

Ⅱ-1 財務監査の結果

1. 県立学校施設整備及び備品発注等について

(1) 概 要

県立学校における施設整備及び備品等の発注については、職務分掌に基づき担当課が入札や随意契約等により実施している。

大規模改修工事については、平成 18 年度までは耐震化工事と併せて外壁改修や屋上防水、トイレ改修等を実施していたが、平成 19 年度からは耐震化工事に重点を置くことにより大規模改修工事は中断していた。しかし、施設の老朽化が著しく、その対策が喫緊となるものが生じてきたことから、平成 22 年度より大規模改修工事を再開している。補修・改修工事については、各学校からの整備要望に基づき、財務施設課職員が現地調査の上、翌年度の枠予算で対応すべきものを箇所付けする。

参考までに、平成 22 年度以降に実施した大規模改修工事の状況は以下のとおりである。

【県立学校における大規模改修の実施一覧：平成 22 年度以降】

年 度	学 校 名	棟 名	整 備 内 容
22 年度	千葉大宮高等学校	普通教室棟	外壁・屋上防水改修
	市川東高等学校	管理特別教室棟	外壁・屋上防水改修
	松戸南高等学校	管理特別教室棟	外壁・屋上防水改修
	流山おおたかの森高等学校	特別教室棟	外壁改修
	野田中央高等学校	管理特別教室棟	外壁改修
	市原緑高等学校	普通教室棟	外壁・屋上防水改修
	姉崎高等学校	普通教室棟	外壁改修
	安房拓心高等学校	屋内運動場	外壁・屋上防水改修
	成田西陵高等学校	特別教室棟	外壁・屋上防水改修
	佐倉西高等学校	管理特別教室棟	外壁・屋上防水改修
	一宮商業高等学校	特別教室棟	外壁改修
	君津高等学校	管理棟	外壁・屋上防水改修

	京葉工業高等学校	教室・管理室棟	トイレ改修
	若松高等学校	普通教室棟	トイレ改修
	京葉高等学校	普通教室棟	トイレ改修
23 年度	泉高等学校	普通教室棟	外壁・屋上防水改修
	八千代東高等学校	管理特別教室棟	外壁・屋上防水改修
	松戸向陽高等学校	普通教室棟	外壁・屋上防水改修
	国分高等学校	普通教室棟	外壁・屋上防水改修
	生浜高等学校	管理特別教室棟	外壁・屋上防水改修
	八千代西高等学校	管理特別教室棟	外壁・屋上防水改修
	君津高等学校	体育館	外壁・屋上防水改修
	東金商業高等学校	特別教室棟	トイレ改修
	磯辺高等学校	普通教室棟	トイレ改修
	土気高等学校	普通・特別教室棟	トイレ改修
24 年度	千葉女子高等学校	普通教室棟	トイレ改修
25 年度	船橋高等学校	管理普通教室棟	トイレ改修

耐震化工事については、平成 23 年に起きた東日本大震災を契機に、文部科学省より平成 27 年度までの完了指示があったものの、入札不調により一部未了のものがあり、平成 28 年度までの完了を見込んでいる。

参考までに、県立学校における平成 18～27 年度までの耐震化の実施状況は以下のとおりである。

【県立学校耐震化の実施状況：平成 18～27 年度】 (単位:棟、%)

年 度	全棟数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
平成 18 年度	941	591	350	62.8%
平成 19 年度	934	598	336	64.0%
平成 20 年度	929	611	318	65.8%
平成 21 年度	916	637	279	69.5%
平成 22 年度	897	651	246	72.6%
平成 23 年度	884	672	212	76.0%
平成 24 年度	887	710	177	80.0%
平成 25 年度	886	743	143	83.9%
平成 26 年度	887	791	96	89.2%

平成 27 年度	901	853	48	94.7%
----------	-----	-----	----	-------

注：各年度 4 月 1 日時点の数値である。

(2) 手 続

施設整備及び備品発注等の手続を把握するため、i 企画管理部財務施設課及び教育振興部指導課に対する質問、ii 工事台帳、備品台帳及び設計書・仕様書等の閲覧、iii 各県立学校において施設の視察、iv 校長及び事務長に対する質問を実施した。

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘事項はなかった。なお、次のとおり意見を述べることとする。

① 施設整備に関する優先度の判断基準について（意 見）

補修・改修工事の箇所付けの判断は、施設整備の要望調査に基づき、財務施設課職員による現地調査を実施し、その状況を具体的に把握した上で、児童生徒に危険が及ぶ恐れがあるか、教育活動に著しい支障が生じかねないものか等の観点から総合的に判断し決定しているということであった。それに加えて、使用頻度や危険性、代替施設（方法）の有無等、様々な要素を勘案しており、財務施設課では、画一的な基準を設けることは困難であるとしている。

しかし、総括的意見でも述べたように、そもそも、教育財産の第 1 次的管理責任は学校長にある。そのことに鑑み、県立学校が施設整備要望を行う際に当該管理責任に基づき、整備の必要性及び要望の優先順位を判断することができる一定の基準・要件等を財務施設課が各県立学校に対して示し、その基準又はルール等に基づき、各学校長が施設整備の要望を行って、最終的には上記のような総合的な判断基準により箇所付けを実施する仕組みも考えられ、そうすることで、より透明性のある施設整備の意思決定プロセスと評価することができる。しかし、現在の仕組みは、このような意思決定プロセスではない。

例えば、千葉女子高等学校においては平成 24 年度に校舎の耐震化工事を実施しているが、同年度におけるトイレ改修の予算（1 校）についても同校に割り当てられている。財務施設課の説明によると、同一年度に 2 つの工事を実施するため、効率性の観点から工事を一括で発注し、実施したということであるが、各県立学校からのトイレの改修要望が多くある中で、どのように改修等工事の緊急性や優先度を判断したかについて、その意思決定プロセスを把握することが難しい。

学校関係者からのヒヤリングからも、施設整備の要望は切実な問題であり、平成 26 年度に財務施設課が実施した調査では、施設整備の要望は全 155 校で実に 2,112 件にもものぼる。厳しい財政状況の中ではあるが、限られた予算であるからこそ、施設整備の優先度の意思決定に係るプロセスの透明性を確保できる体制を構築するよう要望する。

② 授業で使用するパソコンの発注について（意見）

各県立学校で使用する実習用のパソコンの発注については、普通科は指導課、農業・工業・水産等に関する学科、総合学科等の職業学科は財務施設課の管轄となっている。従来、普通科はリースによる調達を実施しており、職業学科については平成 26 年度までは産業教育施設事業の補助金による購入での調達を実施していた（補助金は購入のみを対象）。当該補助金は平成 26 年度までの支給であるため、平成 27 年度における職業学科のパソコンの調達については、財務施設課において購入又はリースの有利判定を実施した。その結果は以下のとおりである。

【パソコン調達：購入とリースとの有利判定】

取引種類	PC 種類	取得価額見積	判定
購入	CAD あり	12,073,284 円	○
	CAD なし	10,401,614 円	○
5 年リース	CAD あり	13,039,092 円	×
	CAD なし	11,233,680 円	×

上記のように、財務施設課による検討ではいずれも購入による調達が有利という判定である。なお、このような有利判定の検討に際しては、金利負担等を考慮せずに行っているものであり、厳密な比較手法ではないものと考えられる。

したがって、従来どおりの管轄課での発注では、平成 27 年度は指導課がリース、財務施設課が購入での調達となり、それぞれの調達方法が異なる結果となる。しかし、同一の資産を購入するに当たり調達方法が異なるのは不合理であり、指導課においても有利判定を行うか、共通管轄下での発注を実施するよう要望する。同様に、他の資産の調達プロセスにおいてもこのような不合理を排除し、効率的かつ無駄のない職務分掌を整備するよう要望する。

③ 6 次産業に対応するカリキュラム及び施設の整備について（意見）

少子化による生徒数の減少に歯止めをかけるために各県立学校が様々な施策を講じている中で、生徒の卒業後の進路確保や自立等を目的として、農業及び水産業

における付加価値モデルを学校経営の一環として考慮することが重要であると考えられる。

例えば、視察を実施した高等学校において、茂原樟陽高等学校では乳製品の加工施設が撤廃された後、再整備がなされていないのに対して、安房拓心高等学校では乳製品の加工施設を保有し、加工品の販売も実習可能なカリキュラムとなっているため、同じ畜産に関する学科であっても、実習内容に差が生じているのが現状である。学校の魅力度を測る上で、どのような学科でこういった内容の実習を受けられるのかは重要な要素であり、そのような観点から、カリキュラムの魅力度を向上させるためにもその手段としての設備等の整備が必要であるかどうかを、カリキュラムの整備の一環として検討するよう要望する。

また、近年、農林水産省が農林漁業の「6次産業化」を推進しており、そのような流れの中で、県としても教育機関を含めた取組が期待されている。6次産業とは、農畜産物、水産物等の生産を行う第1次産業、それらを原材料とした食品加工を行う第2次産業、更に流通、販売を行う第3次産業を一貫して展開することにより、雇用と所得の確保や、地域資源の活用等を促進する取組をいう。例えば、現在行われている高等学校や民間農業者における取組については、以下のようなものがある。

<高等学校における取組>

ア. 茨城県立鉾田農業高等学校

鉾田農業高等学校では、平成26年度から流通情報科の1年生に育成プログラムを実施しており、当該プログラムは平成26年6月に国の認証を受け、国家資格「食の6次産業化プロデューサー(略称・食Pro)」の教育機関となった。生徒は授業を通してハーブの栽培から加工、販売までを体験し、2年生修了時に「食Pro」を取得する。

(平成26年7月3日 茨城新聞より)

イ. 静岡県立焼津水産高等学校

焼津水産高等学校では、漁業・水産業及び水産物流通の高度化・グローバル化に対応した、水産業界をリードする専門的職業人の育成を目的とした研究開発の課題により、文部科学省より平成26年度スーパー・プロフェッショナル・ハイスクールの指定を受けた。研究開発の具体的な内容は、消費者ニーズや社会の動向を客観的に把握する能力を身に付けさせるとともに、漁獲、加工、流通、消費までを一つの産業として捉え、これらをマネジメントする能力を備えた次代の漁業・水産業においても活躍できる人材の育成を図るものである。

(文部科学省ホームページより)

＜民間農業者等における取組＞

ア. 有限会社サンファーム（岩手県盛岡市）

同社では、耕作放棄地が増加傾向にある中、農地を有効活用するため、従来の稲作経営に加え、新たに果樹栽培を開始した。具体的には、周辺地域で競合の少ない加工用果樹品種に着目して、生果・冷凍果実の出荷とコンポートなどの加工に取り組んでいる。

活用した支援施策は、総合化事業計画認定（平成 23 年）、6 次産業化推進整備事業（平成 24 年）であり、取組の効果としては、平成 24 年度の果実加工品の売上高が前年比で約 4 倍となったことが挙げられる。

（農林水産省ホームページより）

イ. 有限会社相澤良牧場（神奈川県横浜市）

同社では、従来自社ブランド牛乳の加工、販売を委託で行っていたが、高コストでありながら、販売価格に転嫁できないという問題を抱えていた。そこで、自社が主体となった加工、販売を行うため、ジェラートの開発による高付加価値化を着想した。

活用した支援施策は、総合化事業計画認定（平成 24 年）、6 次産業化地域支援事業（平成 25 年）であり、取組の効果としては、平成 24 年度の売上高が前年比で約 1.5 倍となったことが挙げられる。

（農林水産省ホームページより）

上記の例にもあるとおり、国家的なレベルでの 6 次産業に対する推進策を踏まえると、成長産業の一つとしての魅力を提供することは、農業、水産業における学校、学科の生徒数の減少に対して一定の効果を与えることが予想される。付加価値のある生産物を、一貫したサプライチェーンの中で実習できることの魅力、また、そのような実習経験のある人材を社会に送り込めることの意味を考慮したカリキュラムの整備は、次世代の人材育成、ひいては日本経済の貢献に大いに資すると考えられる。

当然のことながら、カリキュラム編成の工夫のみならず設備の新設、更新等を要するため実現は容易ではないが、長期的かつ魅力的な学校経営の施策としての検討を要望する。

2. 薬品及び農薬の管理について

(1) 概 要

県立高等学校における薬品及び農薬の取扱いについては、各県立学校に配置された取扱責任者の下で独自の帳簿を作成し、受払を含む在庫管理が行われている。また、第三者の視点での検証として、指導課が不定期で各学校における保管状況の視察を行っており、また、薬品等の適正管理に関する通達及びアンケートを適時に実施することにより、適正管理に係る指導を行っている。

(2) 手 続

各県立学校における薬品及び農薬の取扱いが適正に執行されているかどうか確かめるために、校長、事務長、取扱責任者及び指導課に対する質問、薬品及び農薬の保管状況の視察、管理簿の閲覧等を実施した。

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり指摘事項及び意見を述べることとする。

① 薬品及び農薬の在庫管理について（指 摘）

薬品及び農薬の管理にあたっては、「毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）」、「毒物及び劇物の保管管理について（昭和 52 年 3 月 26 日付け薬発第 313 号）」、「学校における毒物及び劇物の適正な管理について（平成 12 年 1 月 11 日 付け文初高第 501 号）」が参考となる。以下に掲げるこれらの法律及び通知に照らすと、現状の運用に関しては以下のような問題がある。

毒物及び劇物取締法

第十一条 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

毒物及び劇物の保管管理について

2 毒劇物取扱責任者の業務については、(中略) 毒劇物授受の管理、貯蔵、陳列等されている毒劇物の在庫量の定期的点検及び毒劇物の種類等に応じたの

使用量の把握を行うよう指導されたいこと。

上記の趣旨に鑑みれば、薬品及び農薬の管理については県下で統一的な管理方法を策定の上、種類ごとの受払簿の作成、重量での受払及び在庫の記録、在庫量の定期的な棚卸しを実施すべきである。しかしながら、現状は統一的な管理マニュアル等は存在せず、受払簿のフォーマットや記帳方法も各県立学校に一任されている状況である。参考までに、その一例を示す。

(例1. 旭農業高等学校)

農(動)薬品名 ()		殺菌 <u>殺虫</u> 除草・その他		千葉県立旭農業高等学校				
年月日	受け(使用前量)	払い(使用量)	現在量 ml g (残量)	対象病虫害	希釈倍率	使用場所	備考(作物名、家畜名等)	農場長印
27. 4. 29	9kg ml	9kg ml	0 ml	木田 休ドロイオミ	倍	稲苗	1箱 75g-A992 殺虫	(禁書)
27. 4. 30	500x7 ml	500x7 ml	0 ml	除草 水田	倍	水田	0a 500ml 1x411アゾアール	(禁書)
27. 5. 1	2000 ml	600 ml	1940 ml	除草	1000倍	学校水田、理室	コンパルレル	(禁書)
27. 5. 12	1000 ml	100 ml	900 ml	アブラムシ コナジラミ	1000倍	理室	A+A4乳剤 殺虫	(禁書)
・ 1	100 ml	100 ml	0 ml	Aモカリバエ オオタバコガ	1000倍	理室	アアア乳剤 殺虫	(禁書)
・ 4	100 ml	100 ml	0 ml	ゾビムシ	1000倍	理室	アアア乳剤 殺菌	(禁書)
27. 5. 13	19400 ml	400 ml	19000 ml	除草	1000倍	水田、学校水田	コンパルレル 除草	(禁書)

帳簿の冒頭に農薬品名の記載がなされておらず、また、3行目の現在量と4行目の使用前量が異なるため、当該帳簿においては複数の品目が管理されていることが想定される(3行目の現在量と7行目の使用前量が一致しているため、この2行が同一品目であることが考えられる)。このように、複数の品目が同一の帳簿で管理されているため、特定の品目の受払状況を第三者が把握することが困難な状況である。

(例2. 安房拓心高等学校)

分類	薬品名	形状	容量	在庫数			備考(俗称)
				未開	開封	他	
単体	カドニウム	粉	25g		1		
	亜鉛	粉	500g		4		
	アルミニウム	粉	500g	5	1		
		粉	25g		1		
	還元鉄	粉	500g	1			
	スチールウール(000番)	線			2		
	鉄	粉	500g		6		
	銅	粉	500g		4		
	リチウム	塊	25g		2		毒劇物庫内
	カリウム	塊	25g		2		毒劇物庫内
ナトリウム	塊	25g		3		毒劇物庫内	
水銀	液	500g		1			

在庫量を開封、未開封の別（本数単位）で把握しており、未開封の容器における残量の把握がなされていない。そのため、本数に変動のない持ち出しや紛失が生じた場合に、当該事実を認識することができない。

上記例のように、在庫管理及びその方法が各県立学校に一任されているため、管理水準に幅が生じているばかりか、管理のための諸法令や文部科学省からの通知に基づき想定される管理水準にも達していない状況が散見される。特に、使用の見込みがない薬品及び農薬を事実上保管している往査対象の県立学校では多かった。

したがって、往査先県立学校も含めて、全ての該当する県立学校においては、薬品や農薬等に係る盗難または紛失は事故等に直結するため、管理のための諸法令や文部科学省からの通知及び指導課等からの指導文書等に基づき、統一的な取扱いを検討し、適正な在庫管理を実施されたい。

② 毒物及び劇物の表示について（指 摘）

毒物及び劇物の表示については、「毒物及び劇物取締法」において下記のとおり規定されている。

（毒物又は劇物の表示）

第十二条 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。

また、この条文を踏まえ「学校における毒物及び劇物の適正な管理について」において、以下のような通達がなされている。

（四） 毒物又は劇物の容器、貯蔵場所には、毒物については「医薬用外毒物」、劇物については「医薬用外劇物」と表示しなければならない。

しかし、現状ではこれらの条文及び通達は必ずしも遵守されていない。「毒物及び劇物の保管管理について」においても、「毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他のものを貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。」とあり、適切かつ安全な在庫管理の観点から、上記の規定については厳格に遵守されたい。

③ 指導課等による検証について（意 見）

薬品及び農薬については、特に慎重な取扱いが求められるため、第三者視点での検証は重要である。現状、各県立学校に対しては指導課が不定期で各学校における保管状況の視察、文書による通達及びアンケートを行っている。視察時には理科担当の指導主事が、学校安全・施設・設備等の点検の一つとして、薬品の管理について①適切な保管管理（保管場所、薬品庫の施錠等）がなされているか、②薬品の出納簿が付けられているか（定期点検と使用量及び在庫量の確認）の観点から、化学準備室等の現場視察を行っている。また、直近における指導課の文書による通達は以下のとおりである。

- ・ 平成 24 年 5 月 保管状況に関するアンケートを実施
- ・ 平成 24 年 11 月 紛失事故の発生に伴う注意喚起の通知
- ・ 平成 27 年 3 月 文部科学省からの依頼に伴う管理強化の通知

上記のように、指導課による形式的な検証はなされているものの、以下の理由により実効性については不十分であるといえる。

- ・ 視察時に統一的なチェックリスト等を使用していない
- ・ アンケートは学校が自ら記入したものを回収するのみで、回答の正当性について検証がなされていない
- ・ 文書による通知は、事故の発生や他所からの依頼という外部要因に基づいて実施されており、定期的な検証となっていない

薬品及び農薬の取扱いに関しては、紛失等の事故が起きてからの対策では遅く、諸法令や通達にのっとり事故を未然に防ぐ対策が重要である。チェックリストの作成に当たっては、「学校における毒物及び劇物の適正な管理について」の別紙 1 「学校における毒物及び劇物の保管管理に関する点検項目」が参考となる。

したがって、指導課及び学校安全保健課においては、各県立学校での薬品等の適正管理のため、現場調査を含めて実質的な調査を定期的実施されたい。

3. 遊休資産の管理について

(1) 概要

千葉県教育財産管理規則では学校施設の管理は各県立学校に委ねられていることから、県立高等学校における遊休資産についても、財務施設課において集中的、

かつ網羅的な管理は行われておらず、事実上、県立学校ごとの管理に委ねられている。

(2) 手 続

各県立学校の遊休施設について現況を把握するため、アンケート（遊休施設の有無、施設名）を実施し、また、各県立学校の訪問時に校長及び事務長に対する質問を実施した。

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり指摘事項及び意見を述べることとする。

① 遊休地の賃貸借契約について（指 摘）

各県立学校に対してアンケートを実施し、また、現場往査対象校である18校に対する視察時の質問等を実施することによって、賃貸借している土地のうち、遊休となっている土地が把握された。その概要は次のとおりである。

【賃貸借の遊休地の事例】

所在地	地目	面積	所有者名
南房総市和田町小向字荒田 163-5	山林	4,958 m ²	A
南房総市和田町小向字丙井後 20	山林	9,917 m ²	B

（安房拓心高等学校 契約書及び財産の管理状況調より）

注1: 契約期間はいずれも昭和36年4月1日より「両者合意により皆伐完了せる日まで」とされている。

注2: 借用料は「伐採時純益折半」とされている。

注3: 校長及び事務長は契約の経緯については把握しておらず、借用料の支払実績も近年はないということである。

事実上、上記の契約は長年にわたり放置状態と考えられるが、現在の山林の所有者は相続、贈与、売却等により契約当初から異動している可能性がある。また、契約書上は賃貸借契約とされているが、賃借料の発生がない場合は使用貸借契約と評価される場合がある。この場合においては、所有権を取得した契約当事者の相続人以外の第三者に対して契約の対抗ができず、明渡し要求には原則として応じる必要がある。

現状では、学校側で当該契約を存続させる必要性は感じておらず、仮に明渡し要求があったとしても学校運営上の不都合は生じないと考えられる。しかし、法的には当該契約は存続しているため、早急に土地所有者等の契約当事者を特定し、契約の更新又は解除を進められたい。また、上記のような契約が存在することに鑑みると、賃貸借契約に基づく土地等の活用状況について、定期的に網羅的な調査を行うことで情報を集約し、財務施設課として適切な指導又は支援を行うよう要望する。

② 遊休状態のプールの取扱いについて（指 摘）

当年度の監査で視察を行った 18 校のうち、6 校において水泳プールが遊休状態であったが、公有財産台帳上でその旨の記載がなされていない。

学 校 名	使 用 状 況
旭農業高等学校	平成 12 年頃より不使用
安房拓心高等学校	平成 18 年頃より不使用
京葉工業高等学校	平成 9 年頃より不使用
大網高等学校	平成 16 年頃より不使用
鶴舞桜が丘高等学校	平成 4 年頃より不使用
茂原樟陽高等学校	平成 10 年頃より不使用

注：京葉工業高等学校のみ、種目名を現在の使用状況である「貯水そう」に変更している

この表により、該当するプールは 9～23 年間、使用されていないことが分かる。このように長年使用していないプールについて、教育財産として引き続き管理することが望ましいものであるのかどうか、生徒、保護者、周辺住民及び地域の公的又は民間機関等の意見を聴取する機会を設けることも考えられる。

学校教育の一環として教育財産を当初の用途で使用し続けることができなくなった財産については、地域住民等にも財産の活用に係る要望を聴取し、実現可能なプール施設の代替的な活用法を検討されたい。その際、行政財産としての用途が事実上ないものと判断される場合、行政財産の用途廃止の決定を行い、行政財産から普通財産へと組み替えることも必要である。

また、千葉県教育財産管理規則第 29 条では、「管理者は、その管理する教育財産について教育財産台帳を整備し、異動のあった都度、これを修正しなければならない。」とされており、用途の異動や使用状況の変更等があった場合は、公有財産台帳（工作物台帳）へ反映させるよう留意されたい。

③ 遊休資産の効率的な利用について（意見）

財務施設課による遊休資産の把握がなされていない状況の中、県立学校においては、生徒数の減少等の要因によって相当数の遊休資産が存在すると考えられる。各県立学校の視察時においても、一般教室を多目的教室に転用したり、また、多目的ホールを近隣住民に開放したりしている事例等の工夫は確認できた。しかし、各県立学校が保有している財産について、十分な効率性をもって活用しているとは言い難い状況である。

例えば、視察の対象校であった下総高等学校においては一部遊休状態の寄宿舎があり、具体的な現況は以下のとおりである。

【下総高等学校寄宿舎の一部利用状況】

名 称	面 積	現 況
男子棟	1,029 m ²	遊休状態
男子棟空調機械室	30 m ²	遊休状態
女子棟	861 m ²	寄宿舎として使用中
女子棟空調機械室	30 m ²	寄宿舎として使用中
サービス棟	550 m ²	食堂、調理室棟として使用中
教養棟	284 m ²	集会又は部活動施設として使用中
教養棟空調機械室	20 m ²	集会又は部活動施設として使用中

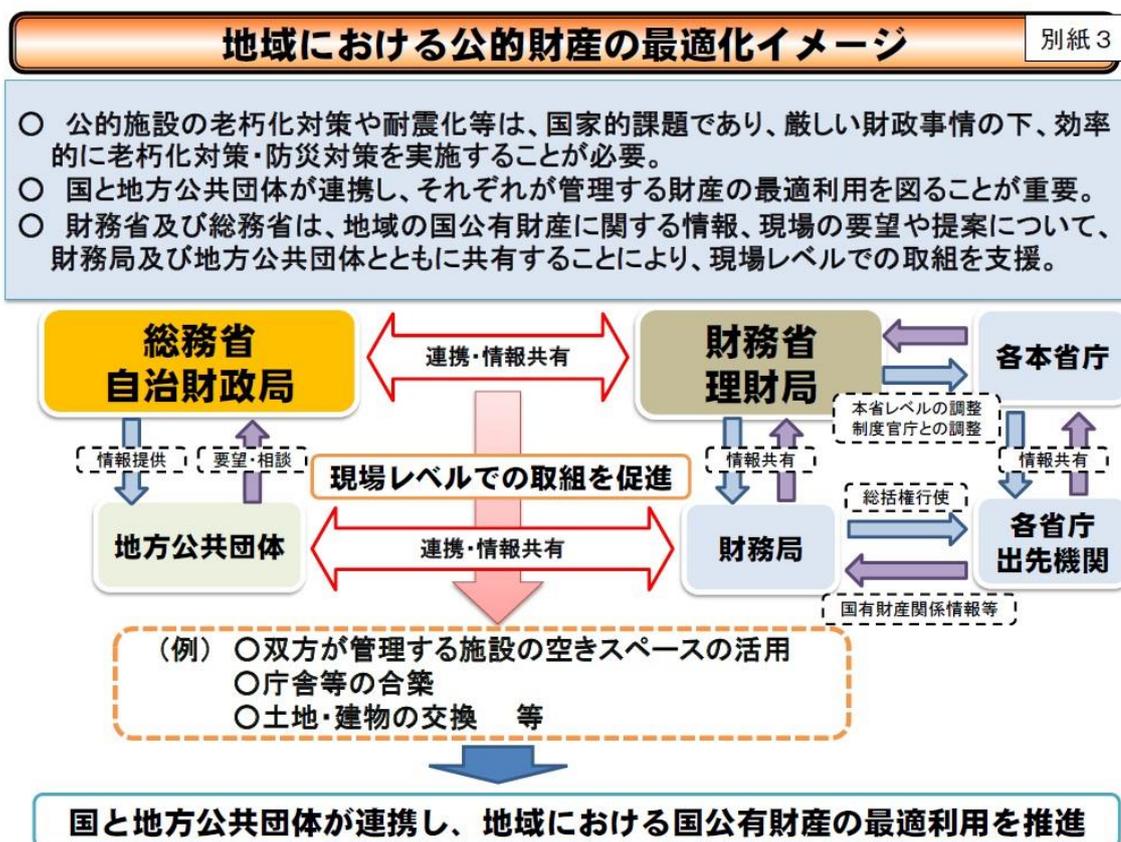
男子棟については、平成27年7月から8月の間、一時的ではあるが工事に伴い管理部門の使用実績がある。また、インフラ等は整備されたままであり基本料金を負担している状態である。現在、学校側で特に利用方法の具体案は持っていないが、成田市から非常時における市民の一時収容施設としての使用法を打診されている。確かに、原則としては、学校長が教育財産を一体的に管理し、その利用方法についても学校教育に支障が生じない範囲で、教育財産は利用されるべきものと考えられるが、将来的にも遊休である財産については、このような原則にこだわるよりも教育財産の多様な利用を促すことを検討することも一方で重要である。

このような状況を踏まえると、保有資産の最適な利用を図るために、例えば以下のような施策を検討することを要望する。

- i 成田市が提案するような、非常時の収容のための施設として準備することを前提とすると、継続的に一定の教育目的での利用が不可能となるが、そのような利用形態で問題がないか検討する。
- ii 地元のイベントや学園祭開催時のゲストハウスのような利用が可能かどうか、有償での提供も視野に入れて規定類の整備も含めて検討する。

- iii 遊休資産の地元有効利用の促進として、地元住民、公共機関、民間法人等からアイデアを募集し、地元で喜ばれる公共の施設として、その利用形態を決定し運用する。
- iv その他、普通財産に組み替えることにより、民間企業等への有償貸出を検討する。

また、国や地方公共団体の財政事情が厳しい中、「経済財政運営と改革の基本方針 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）」においても、「地域における公的施設について、国と地方公共団体が連携し国公財産の最適利用を図る」と明記されたところである。「国と地方公共団体が連携した地域の国公有財産の最適利用について（平成 26 年 8 月 29 日付け 総財務第 149 号）」において、以下のような連携が示されている。



(出典：内閣府ホームページより)

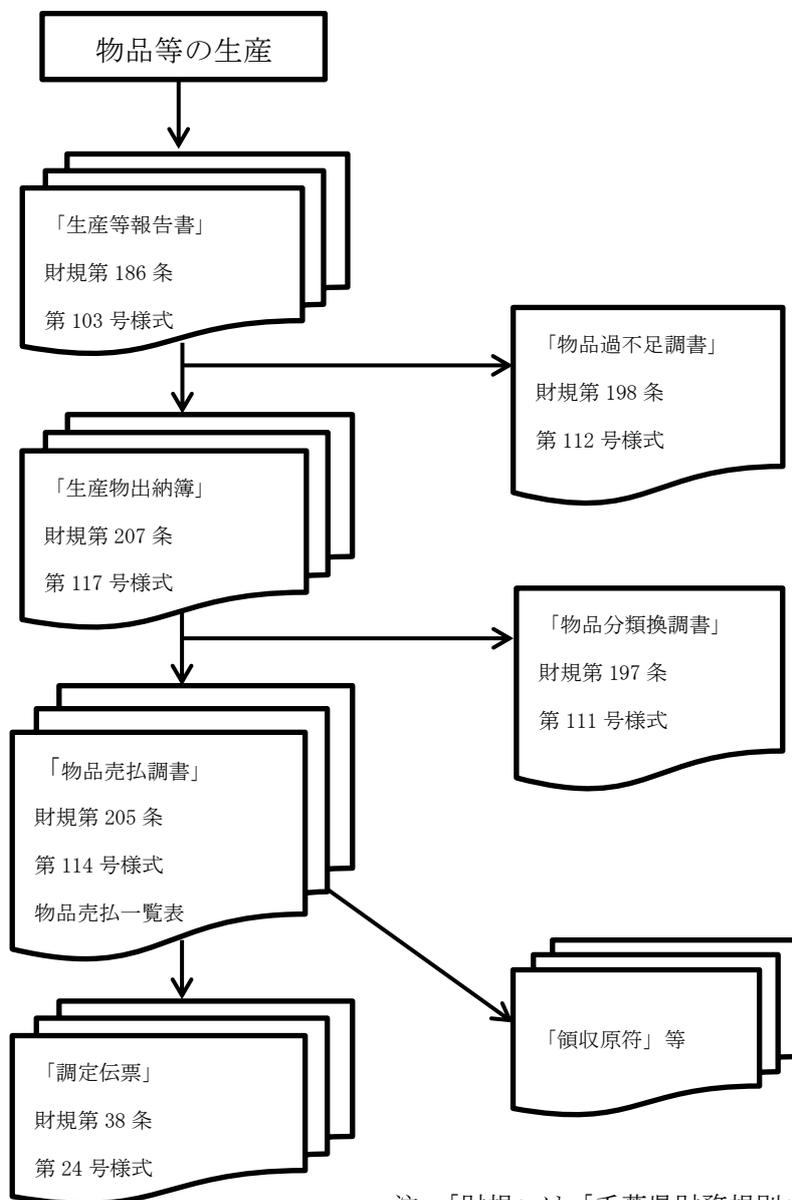
これら国等の動きを注視し、総務省及び財務省の公有財産の最適利用の事業と可能な限り連携することを目指して、公有財産のより効率的な活用を達成するよう目指す必要がある。そのためにも、遊休財産の活用支援のための情報管理及び各県立学校における取組に対する支援が可能となる体制の構築を要望する。また、総務部資産経営課が策定し公表している「千葉県公共施設等総合管理計画」の中でも、施

設等の長寿命化とともに施設の統廃合・集約化が計画されている。したがって、校舎等をはじめとする教育財産の長寿命化とともに、各県立学校が実施する遊休財産の有効活用に対して適切な指導又は支援策を検討するよう要望する。

4. 生産物売払事務について

(1) 概要

県立高等学校においては、実習の際に生産された草花や缶詰等の加工品を外部に販売することにより収入を得ている。生産物等が発生した場合、以下のプロセスによって生産から販売までの記録及び会計処理が行われる。



注：「財規」は「千葉県財務規則」をいう。

販売価格の設定に関しては、「農業実習に伴う生産物等に関する会計事務について」（昭和 61 年 3 月 28 日付け教財第 195 号）の別紙で「実習販売予定価格設定基準」が示されており、該当する県立学校では、その基準に基づき現在では独自に販売価格を決定している。すなわち、担当教諭が近隣の小売価格の調査（電話での問合せ、チラシ及び店頭での確認）、インターネットショップ価格の調査等により価格案を作成し、校長及び事務長が決定する。現場往査で確認した県立学校の中のひとつでは、基準価格については、調査した価格の 80%程度とされる場合があり、物品等の等級によって以下のようにランク分けがなされていた。

【等級別生産物等の販売価格設定基準】

規 格	価 格
基準価格	小売価格等の 80%程度
A 級	基準金額の 100%
B 級	基準金額の 80%程度
C 級	基準金額の 70%程度
D 級	基準金額の 50%程度

販売価格は該当する県立学校の権限で決定されるため、特に、財務施設課に回覧されてチェックを受けたり、そこで販売価格が変更されたりするものではない。過去 3 か年の生産物売払収入の実績推移は次の表のとおりである。

【生産物売払収入の過去 3 か年の推移】

（単位：千円）

学 校 名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	3 か年計
薬園台高等学校	1,946	1,536	1,672	5,155
流山高等学校	4,102	4,247	4,155	12,505
清水高等学校	267	281	240	790
成田西陵高等学校	8,837	9,054	8,295	26,187
下総高等学校	5,919	5,265	5,297	16,481
多古高等学校	2,937	2,923	2,751	8,612
銚子商業高等学校	546	619	999	2,164
旭農業高等学校	8,518	8,485	8,276	25,280
大網高等学校	14,532	16,198	16,890	47,622
茂原樟陽高等学校	15,016	15,426	17,137	47,581
岬高等学校	4,801	5,466	6,085	16,353
勝浦若潮高等学校	5,568	6,978	5,402	17,950
安房拓心高等学校	14,327	16,572	18,133	49,033
館山総合高等学校	2,541	2,261	2,292	7,096

上総高等学校	6,717	6,368	6,218	19,304
君津青葉高等学校	5,247	4,890	4,272	14,410
鶴舞桜が丘高等学校	3,753	5,463	6,996	16,213
17校合計	105,583	112,041	115,118	332,743

(2) 手 続

各県立学校が定めている業務フローに従って事務を執行しているかどうかを検証するために、生産等報告書と物品過不足調書、調定伝票の記録が生産物出納簿と整合しているかどうか、また物品等の売上時に発行した物品売払調書、領収原符等の記録が、決定された販売価格及び生産物出納簿の払出数と整合していることをサンプルチェックにより確認した。

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘事項はなかった。なお、次のとおり意見を述べることとする。

① 生産物売払収入の財源の活用について（意 見）

各県立学校における施設の改修及び修繕の要望に対し、県の財政として十分に応えることが困難な状況の中で、学校独自で生産物売払収入は貴重な財源の一つとして活用が期待される。特に、地域に根差した教育機関として、地域社会で敬意と親しみを持って受け入れられ、住民からの貢献を誘引することができる活動として、各県立学校の生産物販売は大きな役割を果たしているといえる。そのような県立学校と地域との関連性の中で、生産物に更なる付加価値を付与し、その財源をもって学校施設の改修及び修繕に充当する仕組みの構築も可能と考えられる。

例えば、現在の基準価格を小売価格の80%から100%に引き上げると、各等級の販売価格は以下のとおりとなる。

【等級別生産物等の販売価格変更基準】

規 格	価 格
基準価格	小売価格等の100%
A級	基準金額の100%
B級	基準金額の80%程度
C級	基準金額の70%程度
D級	基準金額の50%程度

販売数量は一定との仮定を置くと、各県立学校の生産物売上高はそれぞれ 20%増となる。参考までに平成 26 年度における売上高及び実績から、増加金額を試算すると次に示す表のとおりである。

【基準価格を小売価格の 100%として場合の試算結果】 (単位:千円)

学 校 名	試算 (A)	実績 (B)	(A) - (B)
薬園台高等学校	2,006	1,672	334
流山高等学校	4,986	4,155	831
清水高等学校	288	240	48
成田西陵高等学校	9,954	8,295	1,659
下総高等学校	6,356	5,297	1,059
多古高等学校	3,301	2,751	550
銚子商業高等学校	1,199	999	199
旭農業高等学校	9,931	8,276	1,655
大網高等学校	20,268	16,890	3,378
茂原樟陽高等学校	20,565	17,137	3,427
岬高等学校	7,302	6,085	1,217
勝浦若潮高等学校	6,483	5,402	1,080
安房拓心高等学校	21,760	18,133	3,626
館山総合高等学校	2,751	2,292	458
上総高等学校	7,461	6,218	1,243
君津青葉高等学校	5,127	4,272	854
鶴舞桜が丘高等学校	8,395	6,996	1,399
17 校合計	138,142	115,118	23,023

上記の試算は販売価格の上昇によっても販売数量の減少は生じないという前提によっているが、学生による生産物という付加価値、住民による間接的な学校経営への貢献といった観点からは、販売価格の上昇は必ずしも著しい販売数量の減少には繋がらないものとも考えられ、各県立学校における独自財源の確保の手段となることが期待される。

上記のように従来の基準価格から上乘せした部分を、各県立学校における設備改修及び修繕の財源に充当することができれば、各県立学校における設備改修及び修繕の要望にも少なからず貢献ができるものと考えられる。生産物売払収入のある各県立学校から寄せられている設備改修及び修繕の要望の中で、比較的少額の予算で対応が可能と考えられるものには以下のようなものがある。

【生産物売払収入該当の県立学校における設備改修等の要望施設及び要望内容】

学 校 名	施 設 名 称	要 望 内 容
薬園台高等学校	管理・特別教室棟	窓枠改修
流山高等学校	特別教室棟	流し台水漏れ修繕
清水高等学校	体育館	ライン改修
成田西陵高等学校	屋内運動場	ライン改修
下総高等学校	農業実習棟	黒板改修
多古高等学校	渡り廊下	渡り廊下塗装
銚子商業高等学校	情報処理実習棟	冷房設備修理
旭農業高等学校	屋内運動場	屋根改修
大網高等学校	特別教室棟	床改修
茂原樟陽高等学校	記念館	階段補修
岬高等学校	草花育苗温室	屋根補修
勝浦若潮高等学校	漁業実習場	外壁改修
安房拓心高等学校	体育館	ライン改修
館山総合高等学校	BDF 棟	窓枠手摺取付
上総高等学校	部室	屋根等塗装
君津青葉高等学校	収納兼作業室	棟取り壊し
鶴舞桜が丘高等学校	園芸実習室	屋根改修

注：（平成 26 年度調査）平成 27 年度 施設整備事業計画調一覧（財務施設課）より

各県立学校の視察時においても、学校側での設備改修及び修繕の要望は強く、魅力ある学校運営という観点からも設備の管理・維持は重要な項目である。

生産物売払収入は現在、一般会計教育費の歳入予算のうち、財産収入（財産売払収入）で収納されている。その収入を財源として、当該県立学校の関連する経常的な支出、特に肥料や飼料代等に充当する等のルールで予算が設定されている。地域からの貢献としての増収部分については、該当する県立学校の修繕・改修予算に係る施設整備の支出に充当するというルールを、現在のルールに追加することが目的を達成するための手段のひとつとして考えられる。

したがって、生産物売払収入のない学校の取扱い等の課題もあるが、生徒の実習の成果を生かし、各県立学校がある程度の裁量権を持って修繕契約等を締結できるような制度の創設を要望する。

5. 千葉県奨学資金貸付金の実施状況と滞納管理等について

(1) 概 要

教育委員会では、高等学校等に在学しており、経済的理由で修学が困難な者に対して、これらの者の修学を容易にすることにより有為な人材を育成することを目的として奨学資金の貸付けを行っている（千葉県奨学資金貸付条例第1条）。

県立学校に通う者は各学校長へ、その他の学校に通う者は教育委員会へ申請をし、県立学校に通う者については各学校にて、その他の学校に通う者については財務施設課にて管理を行っている。また、平成17年度には、旧日本育英会（現日本学生支援機構）が貸付けを行っていた奨学資金の、平成23年度には千葉県私立中学高等学校協会が貸付けを行っていた私立高等学校生徒奨学金の移管を受け、その移管後に貸付けを行ったものについては財務施設課で管理している。

なお、千葉県奨学資金の貸付及び返還状況の推移は以下のとおりである。

【千葉県奨学資金貸付及び返還状況の推移】

(単位：人、円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
貸付者数	1,541	1,548	1,843	2,138	2,300	2,135
貸付金額	424,714,000	438,535,000	542,809,000	643,230,000	707,790,000	659,173,000
調定額	78,194,737	122,843,689	169,619,838	213,809,439	263,612,448	327,516,005
調定件数	5,485	9,222	13,102	18,408	24,396	31,822
調定人数	1,172	1,548	1,895	2,335	2,854	3,572
収入済額	63,851,253	99,270,288	139,962,278	175,618,405	218,388,840	270,949,757
収入未済額	14,343,484	23,573,401	29,657,560	38,191,034	45,223,608	56,566,248
収納率	81.7%	80.8%	82.5%	82.1%	82.8%	82.7%

財務施設課では、県立の各学校に対して債権回収マニュアルを作成して債権管理の指導を行うとともに、県立学校以外の学校に通う者の奨学金並びに旧日本育英会及び千葉県私立中学高等学校協会から移管を受けた奨学金の管理をしている。また、県立の各学校において法的措置対象者とした者に対する法的措置についても、同課にて行っている。

なお、平成26年度の学校種別の滞納状況は次の表のとおりである。この表の中で、「県内県立」については、各県立学校において管理を行い、それ以外のものについては財務施設課において管理を行っている。

【平成26年度 千葉県奨学資金貸付金返還金 滞納状況】

(単位：円、件、人、%)

区 分	調定金額	調定件数	調定人数	収納済金額	収納済件数	収納済人数	収納率	収入未済金額	収入未済件数	収入未済人数
県内県立	119,436,519	12,003	1,558	103,156,705	10,247	1,514	86.37	16,279,814	1,756	192
私立	200,210,171	18,876	1,914	161,362,137	14,906	1,828	80.60	38,848,034	3,970	304
その他国公立	7,869,315	943	99	6,430,915	787	98	81.72	1,438,400	156	14
合 計	327,516,005	31,822	3,571	270,949,757	25,940	3,440	82.73	56,566,248	5,882	510

注：「県内県立」は千葉県における各県立学校が管理している貸付金を、また、「私立」、「その他国公立」は財務施設課が管理している貸付金を意味する。

(2) 手 続

財務施設課及び各県立学校からのヒヤリングを行い、貸付申請書・借用証書・督促状・催告書等の関連資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、合規性等を検証した。

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり指摘事項及び意見を述べることにする。

① 保証意思の確認について（指 摘）

現場往査を行った県立高等学校のうち、木更津高等学校以外の高等学校では、貸付申請書や借用証書に記載のある連帯保証人に対して保証意思の確認を行っていない。また、木更津高等学校も含め、保証人に対しては何ら保証意思の確認を行っていない。その理由としては、県のマニュアルに記載がないからということ県立学校の現場では考えていた。

しかし、債権回収マニュアルには「貸付申請書の記入に当たっては、申請者本人、連帯保証人（親権者）及び保証人に自署・押印を徹底させ、借受及び保証の意思を確認する。」（債権回収マニュアル5頁、4(1)イ）、「奨学金借用証書の記入に当たっては、申請者本人、連帯保証人（親権者）及び保証人に自署・押印を徹底させ、借受及び保証の意思を確認する。」（債権回収マニュアル5頁、4(2)イ）と記載がある。

保証意思の確認を怠ると、後日保証人から保証意思を否認され、債権回収に支障を来す可能性がある。そのため、各学校においては、保証意思の確認を徹底されたい。また、財務施設課においては、債権回収マニュアルに記載のある保証意思の確認について貸付マニュアルにも記載し、各学校の奨学金担当者が保証意思の確認を徹底するよう指導されたい。なお、保証意思を確認した際は、その旨を交渉記録に記載し、後日保証意思について争われた場合に備える必要がある。財務施設課においてはこの旨も併せて指導するとともに、各県立学校において保証意思を確認した旨の記録を残すよう徹底されたい。

② 保証人の立て方について（意 見）

奨学金の貸付けに当たり、原則として親権者1名を連帯保証人、親権者以外の者

1名を保証人とすることが求められている（千葉県奨学資金貸付条例施行規則第4条）。

県は、債権回収マニュアルにおいて、連帯保証人について請求対象としながら、保証人については借受人・連帯保証人に納付を促すことを依頼する対象として捉えており、催告や法的措置の対象としていないことから、保証人については請求対象としておらず、身元引受人という位置付けで捉えていると考えられる。

もともと、奨学資金は経済的に困窮する者への貸付けであり、その親権者である連帯保証人も経済的に困窮していると考えられ、連帯保証人の担保価値は低い。一方、単純保証人については分別の利益（民法第456条）が認められるため、債権額の半分しか請求することができず、担保として弱い。そのため、債権回収の観点から親権者以外の者についても連帯保証人とするよう要望する。

③ 単純保証人に対する請求について（指 摘）

債権回収マニュアルによると、単純保証人に対する催告については、「本人及び連帯保証人と連絡が取れない又は納付の約束が守られない場合は、保証人を訪問して、本人等に返還を促すよう依頼する」（債権回収マニュアル8頁、5(3)ケ）と記載があるのみで、単純保証人に対する請求については何ら記載がない。

単純保証人は催告の抗弁権（民法第452条）、検索の抗弁権（同第453条）、分別の利益（同第456条）を有するものの、請求は可能である。保証人の保証がある債権について、督促後相当の期間経過してもなお履行がない場合には、保証人に対して履行の請求をしなければならない（地方自治法施行令第171条の2第1号）。したがって、借受人や連帯保証人に対して請求しても支払がない場合は速やかに保証人に対する請求を行うよう債権回収マニュアルを改訂されたい。また、各学校担当者においては借受人、連帯保証人に請求しても連絡も支払もない場合には保証人に対して請求されたい。

④ 分納誓約について（意 見）

滞納者から分納申入れがあった場合、納付誓約書を提出させて事実上の分納を認めている。しかし、分納を認めるに当たっては、原則として履行延期の特約の要件（地方自治法施行令第171条の6）を満たす必要がある。納付誓約書の提出は債務者からの提案に過ぎず、期限の利益を付与するものではないが、事実上であっても分納を認める以上、履行延期の特約の要件を定めた地方自治法施行令の趣旨に反することのないよう、収入・支出・資産・負債等について具体的に事情聴取し、分割納付を認めることが客観的・合理的にみて徴収上有利といえる場合にのみ分納を認

めるべきである。したがって、具体的事情を勘案せず、納付誓約書により安易に分納を認めることは控えるよう要望する。

⑤ 法的手続について（意見）

県では、1年以上返済がなく、かつ、滞納額が3万円以上の者については法的措置の対象者とし、財務施設課が裁判所に対して一括して支払督促を申し立てることとしている。

支払督促は債務者の住所地を管轄する裁判所に申し立てる必要がある、借受人と連帯保証人について管轄裁判所が異なる場合は同時申立てができない。また、債務者から異議が出た場合は訴訟に移行する。さらに、将来分の請求はできない。加えて、支払督促の申立てと仮執行宣言付支払督促申立ての2度の申立てが必要である。一方、訴訟提起は借受人や連帯保証人の住所地にかかわらず債権者の住所地を管轄する裁判所に行うことができる。また、滞納者については将来分についても請求可能である。さらに、訴訟提起時に仮執行宣言付判決を求めることにより1回の申立てで済む。

したがって、法的措置の手段として支払督促よりも訴訟提起の方が一回的解決に資するうえ、手続も簡易であるため、支払督促ではなく訴訟提起をするよう要望する。

なお、支払督促の申立てを行い、債務者から分納申入れの異議が出された場合、納付誓約書を取り付けて支払督促の取下げを行っている。この場合、再度の滞納があり法的対象者となった際、改めて支払督促等の法的措置を講ずる必要がある。一方、訴訟提起をした場合は、債務者からの分納申入れに対しては訴訟上での和解が可能であり、今後滞納した場合は和解調書を債務名義として強制執行可能となる。すなわち、改めて訴訟を提起する必要はない。この点においても、訴訟の方が一回的解決に資するといえる。

⑥ 強制執行の実施について（指摘）

債権回収マニュアルによると、支払督促の申立てを行い、仮執行宣言付支払督促が確定した者については、強制執行を行うこととなっている。また、法令上も、債務名義を取得した後、相当期間経過後も支払がない者に対しては強制執行をしなければならないとされている（地方自治法施行令第171条の2第2号）。しかし、強制執行を行った実績はない。債務名義を取得した者については、無資力であると認められる等特段の事情のない限り、給与や預金の差押えを検討し、勤務先も預金口座も不明な場合は動産執行の申立てをする等、速やかに強制執行申立てをされたい。

⑦ 債権放棄及び不納欠損処理について（意見）

奨学金債権は私債権であるから、時効期間が満了しても、債務者の時効援用がないと消滅しない。そのため、債務者が所在不明で時効期間が満了していても、権利としては存在し続けており、収入未済額は年々増加している。回収可能性が低い債権については、回収コストを投じるよりも、速やかに放棄を行うべきである。したがって、時効期間が満了している債権については、債権放棄を検討されたい。

また、債務者が破産により免責許可決定を得た場合や、長期間生活困窮状態が継続しており資力の回復が見込めない場合にも、同様に債権放棄を検討されたい。ただし、借受人に対して債権放棄を行うと、連帯保証人に対する債権も付従性により消滅することとなるため、連帯保証人からの回収可能性も検討した上で債権放棄を行うよう要望する。

⑧ 文書の保存年数について（指摘）

奨学資金関係の書類について、文書の保存年数は10年とされている。もっとも、奨学資金の返済は長期にわたることに鑑み、保存年数の始期は奨学資金が完済したときとすべきである。各学校担当者に文書の保存年数を確認したところ、貸付申請書については提出時から10年と考えているという回答や特に意識していなかったため不明であるという回答が散見された。貸付申請書や借用証書は法的措置を講じる際の重要な証拠書類であるが、完済されるまで保存するという意識に欠ける県立学校があった。それらの貸付申請書や借用証書は、完済後に過払金の返還請求がなされる可能性もある。したがって、財務施設課においては、貸付申請書、借用証書及び連帯保証人変更届等一定の重要文書の保存に係る起算点及び保存年数について、奨学資金の完済から起算して10年とする旨を各学校担当者に周知徹底されたい。

⑨ 滞納整理の人員について（意見）

県立学校に通っていた者に係る滞納整理等の事務については各県立学校にて管理を行っているが、私立や国公立の学校に通っていた者については財務施設課で管理をしている。返還担当者は2名であり、担当する件数は約300件ということである。このほか、県立学校に通う者が法的措置対象者になった場合は、その対応も行うこととなり、財務施設課における担当者の負担は大きい。

一方、県内県立学校では収納率が86.3%であるのに対し、私立学校では80.6%、

国公立の学校では81.7%となっており、県内県立学校の収納率が高く、私立学校及び国公立学校の収納率は低くなっている。これは、県立学校では、学校担当者が奨学金管理を行い、生徒の実情を把握しているため、それぞれの比較において、収納率の向上に寄与しているものと考えられる。

したがって、債権管理の適正化のために、また、県財務施設課の事務負担を軽減し、さらに、収納率の向上につなげるためにも、県立学校以外の私立学校及び国立学校の債権管理事務についても、私立学校や国立学校の事務担当部門に対して、奨学金管理の協力依頼を行うことができる仕組みを検討されるよう要望する。

II-2 業務監査の結果

1. 点検・評価及びその対象事業等について

(1) 点検・評価について

① 概要

千葉県では、第1期計画を平成22年3月に策定し、これらを実現するための3つの目標(プロジェクト)や施策の方向性を示しつつ、当面の5年間(平成22~26年度)に実施する重点的な取組を盛り込み、具体の施策を展開している。また、教育委員会(点検・評価の所管課は教育政策課である。)では、第1期計画の推進に当たって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、毎年実施している点検・評価を活用して進行管理を行っており、第1期計画において重点的な取組に位置付けて実施した施策・事業を点検・評価の対象として位置付け、報告書を作成して、県議会に提出するとともに、県民に公表している。

平成26年度における事務を対象とした点検・評価のスケジュールは、次のとおりである。

【平成26年度点検・評価スケジュール】

区 分	内 容
3~4月	各担当課で所管事業の成果や課題を整理して「事業整理票」を作成
5~6月	「事業整理票」を基に「報告書」(素案)を、教育政策課が作成
7月中旬	「報告書」(素案)の外部有識者への説明及び質問、意見の聴取 「報告書」(素案)の教育委員への説明・意見聴取 上記の意見や指摘事項を踏まえた「報告書」(修正素案)の作成
8月中旬	「報告書」(修正素案)の外部有識者への説明・意見聴取 上記の意見や指摘事項を踏まえた「報告書」(原案)の作成

9月上旬	教育委員・教育庁幹部・各課長等による会議での検討 意見や指摘事項を踏まえた「報告書」(最終案)の作成
9月中旬	「報告書」(最終案)の教育委員会会議での議決
9月下旬	「報告書」を議会に提出 「報告書」をWebサイトで公表

また、平成26年度事務における点検・評価の対象となった事務事業数は、次のとおりである。

【平成26年度点検・評価対象事業数】 (単位：事業)

区 分	施 策	取 組	事 業
プロジェクトⅠ	3	10	62
プロジェクトⅡ	8	29	144
プロジェクトⅢ	3	14	62
合 計	14	53	268

なお、教育政策課では、効果的な教育行政を推進し、県民への説明責任を果たしていくため、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価に関する調整を行っている。

② 手 続

教育委員会の点検・評価(平成26年度事務を対象)等の関連資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合及び分析等)を実施し、併せて教育政策課に質問等を実施した。

③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は特になかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

ア. 点検・評価の対象について(意 見)

教育振興基本計画は、県がその後の5年間で取り組むべき重点的、計画的な取組を示したものであり、県における教育政策の基本的計画であり、教育施策の根幹をなすものである。また、教育庁の所管する事務事業は、その大半が教育振興基本計画に基づいて実施されているものであり、一部、教職員の福祉に

関すること等、内部的な管理に属する事業や軽微な事業を除き、ほぼ網羅的に事業を掲載したものとなっている。したがって、教育委員会の事務の管理及び執行の状況を適切かつ合理的に示すものとして、当該計画の進捗状況を踏まえた「点検・評価」を実施している。

平成26年度事務における点検・評価の対象となった事務事業数は、268事業と膨大である。「施策の効果（成果と課題）」や「今後の取り組みの方向性（改善策等）」に記載する事業については、ページの構成、全体のボリューム、各事業の重要度等を勘案しながら決定しているということであるが、その結果、「施策別の実施状況」の記載において、重点施策推進計画（工程表）に事業名の記載があるにもかかわらず、「施策の効果（成果と課題）」や「今後の取り組みの方向性（改善策等）」には全く記載がない事業もある。平成26年度事務を対象とした点検・評価のうち「施策の効果（成果と課題）」や「今後の取り組みの方向性（改善策等）」に関する記載がない事業は次の表のとおりである。

【「施策の効果（成果と課題）」や「今後の取り組みの方向性（改善策等）」に関する記載がない事業一覧】

区分	施策	取組	事業名	予算額	担当課	
プロジェクトⅠ	1	(1)	「学力・学習状況」検証作業	645千円	指導課	
			「学力向上推進会議」等の活用	209千円	指導課	
			指導主事学校訪問等	0千円	指導課	
		(2)	夢チャレンジスクール	2,007千円	生涯学習課	
			中学生の1日高校体験入学	0千円	指導課	
			高校生等防災パワーアップ講座	330千円	防災政策課	
			学校における消費者教育の推進	369千円	生活安全課	
			環境学習人材育成・活用事業	3,548千円	環境政策課	
			「ちば・ふるさとの学び」テキストの活用推進	0千円	教育政策課	
			「チーバくん・ふるさと・ことばかるた」の活用	0千円	指導課・教育政策課	
	2	(1)	国旗・国家の意義や大切さの理解を深める取組	0千円	指導課	
			学校体育実技（武道）認定・指導者養成講習会	150千円	体育課	
		(2)	県立美術館・博物館展示事業	35,780千円	文化財課	
			県立博物館における郷土食の講座・体験事業	391千円	文化財課	
			管理指導事業	2,556千円	文化財課	
(3)	遺跡見学会	0千円	文化財課			
プロジェクトⅡ	1	(1)	母子保健児童事業	0千円	児童家庭課	
			幼稚園等における読書活動の推進	0千円	指導課	
		(2)	優良・優秀学校図書館の認定等環境整備事業	0千円	指導課	
		(3)	図書横断検索システムの充実	75,953千円	中央・西部・東部図書館	
	5	(2)	「総合的な学習の時間のコーディネーター」養成	244千円	指導課	
			指導主事による授業（保健体育科）参観指導助言	0千円	体育課	
		(3)	ちば食育活動促進事業	3,167千円	安全農業推進課	
			国際千葉駅伝開催事業	22,000千円	体育課	
			県民体育大会の開催	6,300千円	体育課	
			県立学校体育施設開放事業	1,910千円	体育課	
			平成26年度全国高等学校総合体育大会開催事業	248,000千円	体育課	
			特別支援学校職業指導委嘱講師配置事業	3,635千円	特別支援教育課	
		6	(3)	指導主事訪問	0千円	特別支援教育課
				特別支援学校教諭免許法認定講習	1,680千円	教職員課
			(4)	特別支援教育コーディネーター研修事業	179千円	指導課
				県立学校特別支援教育専門家チーム派遣事業	203千円	特別支援教育課
	千葉県特別支援学校・作品展			23千円	生涯学習課	
	医療的ケア担当者の専門性向上研修事業			478千円	特別支援教育課	
	7	(3)	「コミュニティ・スクール」実践研究事業	539千円	生涯学習課	
			高等学校再編事業	258,549千円	財務施設課・県立学校改革推進課	
(3)		学校保健課題解決支援事業	0千円	学校安全保険課		
		薬物乱用防止対策事業	1,888千円	健康福祉部業務課		
プロジェクトⅢ	2	(3)	県立学校文化施設及び交流施設開放事業	2,562千円	生涯学習課	
			さわやかちば県民プラザ学習・研修事業	1,776千円	県民プラザ（生涯学習課）	
		(4)	柏の葉アカデミア講座	190千円	さわやかちば県民プラザ	
	3	(2)	特別支援教育就学奨励費	600,000千円	財務施設課	
			私立高等学校等授業料減免事業	883,719千円	学事課	

（教育委員会の点検・評価平成26年度事務を対象より抜粋）

県では、重点施策推進計画(工程表)に位置付けた主な施策・事業、いわゆる事務事業が点検・評価の基本単位になっている。事務事業は予算計上、執行の単位であり、点検・評価とは関係なく存在するものである。確かに、点検・評価を行う際も事務事業をそのまま利用すれば、対象とする事務事業数は膨大になるものの、取捨選択する手間を省くことができる。しかし、教育庁が所管するほとんど全ての事務事業を対象に点検・評価を行おうとすれば、作業量が増加し、結果として一つ一つの点検・評価がおざなりになる可能性もある。また、点検・評価では、はじめにプロジェクトや施策の目標があり、その後に目標を実現するための手段として事務事業が位置付けられているはずである。現在の点検・評価は、事務事業それ自体を評価しているものであり、それを束ねる施策やプロジェクトの評価については、直接的にも間接的にも整合性を持って体系的に評価を行っていないものと考えられる。

文部科学省の学校評価ガイドラインにおいても、目標設定は「学校運営の全分野を網羅し、総花的に設定するのではなく、学校が伸ばそうとする特色や解決を目指す課題に応じて精選」し、重点として設定する目標を実効性のあるものにすべきとしている。

したがって、優先順位の高い事業以外の事業についても、現在のように、記載をすることが施策と事務事業の体系を認識する上で重要であると考え、重点的に評価を行う必要があると考える事務事業については、その旨記載して、施策との関係については、単に相関関係があるという漠然とした印象で点検・評価を行うのではなく、どのような因果関係があるのかについても、検討を行うことを要望する。その上で、事務事業が推進する上位の施策や3つのプロジェクトにとって、より因果関係が強いものと認識できる事務事業について、重点的に評価指標を厳選し、適切な目標値を設定して、進捗管理をより適切に透明性を高めて行えるよう、点検・評価の仕組みの再構築を要望する。

イ. 目標の明確化について（意見）

点検・評価報告書では、施策の実施状況を検証し、今後の取組の方向性（改善策等）が記載されているが、今後の対応や課題の中味が抽象的であり、具体的な改善策であるとまでは言えない事業がある。

「教育委員会の点検・評価に関する参考資料（法施行準備版）」においては、点検・評価の導入の目的に関して、「事前に教育委員会が立てた基本方針にそって具体的な教育行政が執行されているかどうかについて、教育委員会自らが事後にチェックする必要性が高い」と明記されている。PDCAでは、結果を

評価するための目標がなければ、チェックの段階で課題の存在を把握できないため、PDCAサイクルをより効果的に回すためには、基本方針を更に展開し、明確な目標を設定することが必要である。

県の点検・評価は、重点施策推進計画(工程表)に位置付けた主な施策・事業を対象として行われているため、具体的な改善策を提案するには、施策・事業ごとに目標を明確化することが必要である。明確な目標と具体的な改善策を設定することで、改善策の効果を測定することも可能である。

今後は、事業ごとに数値目標を設定するとともに、その評価に際しては、効率性、有効性及び必要性等の観点で評価することを要望する。また、各事務事業に係る今後の対応や課題に関しても、具体的な改善策を明確化するよう要望する。

ウ. 高等学校への数値目標の展開について（意見）

重点施策推進計画(工程表)に位置付けた主な施策・事業の中には、その実施主体を県立高等学校が担っているものも含まれる。このような施策・事業については県立高等学校自らが事業ごとの数値目標を具体的に設定する必要がある。

そこで、各県立学校への往査の過程で、教育振興基本計画におけるプロジェクトごとの施策の下に配置されている事務事業の中で、高等学校として事業を実施しているものについて、プロジェクトごとの数値目標の設定状況を調査した。このうち、銚子商業高等学校では、以下の表のとおり、プロジェクトごとに数値目標を設定していた。

区分	施策	取組	事業名	数値目標の指標	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
					目標値	実績値	目標値	実績	目標値	実績
プロジェクトⅠ	1	(2)	中学生の1日高校体験入学(全日制 商業・情報処理科)	参加人数	400	631	400	656	400	581
			中学生の1日高校体験入学(全日制 海洋科)	参加人数	80	69	80	60	80	35
			中学生の1日高校体験入学(定時制 商業科)	参加人数	20	18	20	28	20	15
			小・中・高連携の特別授業	開催回数	2	2	2	2	1	0
プロジェクトⅡ	3	(2)	ちば「授業練習の公開日」	他校への派遣人数	4	4	4	6	5	4
			(4) 教職員のメンタルヘル対策事業	研修開催回数	3	3	3	3	3	3
	4	(2)	サイバー犯罪を抑制するための広報啓発活動	研修開催回数	1	1	1	1	1	1
			(1) スポーツエキスパート活用事業	外部人材人数	/	/	1	1	1	1
	5	(3)	県立学校体育施設開放事業	開放時間	1,000	1,006	1,000	1,007	1,000	1,078
			(4) 競技力向上推進本部事業	職員数	1	1	1	1	2	2
	7	(3)	めざせ東京オリンピックちばジュニア強化事業	職員数	/	/	/	/	1	1
			県立学校における「開かれた学校づくり委員会」設置事業	委員会開催回数	3	3	3	3	3	3
	8	(1)	県立学校施設整備事業(大規模改修)	金額	/	/	/	/	8,359,200	8,359,200
			高等学校再編事業(魅力あるコースの設定)	金額	/	/	/	/	240,000	108,000
3	(3)	学校給食衛生管理	検査実施回数	12	12	12	12	12	12	
		学校を核とした1000カ所ミニ集会	参加者	50	47	50	27	50	36	
プロジェクトⅢ	3	(1)	スールカウンセラー等配置事業	相談回数	100	65	100	85	100	55
			千葉県奨学資金貸付制度	貸付人数	/	2	/	2	/	4
			公立高校授業料無償制度の見直しに伴う就学支援金及び就学のための給付金の支給	給付人数	/	/	/	/	/	255

このようにプロジェクトを支える施策ごとの事務事業について、明確に数値目標の指標を設定して、年度ごとの目標値に対する実績値を対比させ、点検・

評価を行っている高等学校は、18校の現場往査でも数少なかった。このような数値化による点検・評価の実施は、透明性や客観性の面で分かりやすい。この表で記載されている事業を観察すると、目標値と実績値とがかい離している項目を即座に把握することができ、原因分析と改善策を具体的に検討することができるように考えられる。例えば、プロジェクトⅢのうち、そのための施策3の取組事務事業として「(1) スクールカウンセラー等配置事業」があるが、相談回数という指標が具体的に設定され、目標値の100回に対して、実績が平成26年度で55回と低い状況にあることが分かり、学校としての課題も明確になる。

したがって、他の県立学校でも可能な限り、事務事業ごとに具体的な数値目標の指標を設定して、目標に対応する実績値を把握して、学校の課題を明確に把握する仕組みを創設するよう要望する。

(2) スクールカウンセラー等配置事業について

① 概要

ア. 事業概要について

近年のいじめの深刻化や不登校児童生徒の増加など、児童生徒の心のあり様と関わる様々な問題が生じていることを背景として、児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家を積極的に活用する必要性が生じている。

平成26年度においては、児童生徒のカウンセリングや保護者、教職員等の助言、援助にあたり、学校における教育相談体制の充実、強化を図るために、臨床心理士等、心理臨床の専門的な知識、経験を有するスクールカウンセラー(S C)を公立小学校35校、全公立中学校326校、県立高等学校70校、教育事務所等6か所に配置している。また、児童生徒の置かれた環境への働きかけ等を支援するために、社会福祉士等、教育や福祉の専門的な知識・経験を有するスクールソーシャルワーカー(S S W)を地区不登校等対策拠点校5校に配置している。

なお、平成26年度における高等学校でのスクールカウンセラーの活動状況は、次の表のとおりである。

【相談件数及び相談人数】

(単位：延べ相談件数/述べ相談人数)

区分	派遣校数	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
相談件数	児童生徒	4,783	41.1%	4,862	40.9%	5,168	38.8%
	保護者	972	8.4%	921	7.7%	1,129	8.5%
	教職員	5,878	50.5%	6,101	51.3%	7,018	52.7%
	小計(件)	11,633	100.0%	11,884	100.0%	13,315	100.0%
平均件数	児童生徒	68.3		69.5		73.8	
	保護者	13.9		13.2		16.1	
	教職員	84.0		87.2		100.3	
	小計(件)	166.2		169.8		190.2	
相談人数	児童生徒	5,203	39.1%	5,113	37.0%	5,531	35.1%
	保護者	1,013	7.6%	997	7.2%	1,192	7.6%
	教職員	7,098	53.3%	7,699	55.8%	9,041	57.4%
	小計(人)	13,314	100.0%	13,809	100.0%	15,764	100.0%
平均人数	児童生徒	74.3		73.0		79.0	
	保護者	14.5		14.2		17.0	
	教職員	101.4		110.0		129.2	
	小計(人)	190.2		197.3		225.2	

【内容別相談件数】

(単位：延べ相談件数)

区分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
①いじめ	113	1.0%	144	1.2%	116	0.9%
②不登校	1,994	17.1%	1,644	13.8%	2,272	17.1%
③対人関係	2,176	18.7%	2,291	19.3%	2,375	17.8%
④教師・生徒間の関係	332	2.9%	343	2.9%	418	3.1%
⑤卒業・進路	1,160	10.0%	975	8.2%	1,119	8.4%
⑥性格・身体	2,651	22.8%	3,064	25.8%	3,298	24.8%
⑦部活動	202	1.7%	265	2.2%	278	2.1%
⑧家庭の問題	1,194	10.3%	1,250	10.5%	1,409	10.6%
⑨非行等問題行動	670	5.8%	630	5.3%	592	4.4%
⑩その他	1,141	9.8%	1,278	10.8%	1,438	10.8%
合計	11,633	100.0%	11,884	100.0%	13,315	100.0%

【内容別相談人数】

(単位：延べ相談人数)

区分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)
①いじめ	135	1.0%	190	1.4%	145	0.9%
②不登校	2,244	16.9%	1,928	14.0%	2,682	17.0%
③対人関係	2,465	18.5%	2,623	19.0%	2,748	17.4%
④教師・生徒間の関係	384	2.9%	383	2.8%	538	3.4%
⑤卒業・進路	1,270	9.5%	1,085	7.9%	1,296	8.2%
⑥性格・身体	3,078	23.1%	3,540	25.6%	3,970	25.2%
⑦部活動	228	1.7%	304	2.2%	316	2.0%
⑧家庭の問題	1,413	10.6%	1,521	11.0%	1,698	10.8%
⑨非行等問題行動	804	6.0%	740	5.4%	704	4.5%
⑩その他	1,293	9.7%	1,495	10.8%	1,667	10.6%
合計	13,314	100.0%	13,809	100.0%	15,764	100.0%

【その他の活動件数】

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	件数	件数	件数
①学区小学校への対応	0	5	70
②児童生徒を対象した講和等	57	61	70
③職員を対象とした研修会・会議等への参加	413	436	177
④保護者を対象とした研修会	15	25	16
⑤外部への働きかけ（関係機関との調整、広報活動等）	308	356	170
⑥全員面接			23
⑦その他	313	430	182
合計	1,106	1,313	638

（スクールカウンセラー等校種別活動状況より抜粋）

イ. 平成26年度事務を対象とした点検・評価の結果について

担当課で作成された関連事業整理表における平成26年度事務を対象とした点検・評価の結果は、次の表のとおりである。

区 分	適 用
プロジェクト	Ⅲ チームスピリットプロジェクト
施策	3 様々な困難を抱えている子どもとその家族を支援する取組を強化し、教育のセーフティネットを確保する
取組	(1) いじめや不登校に対する相談体制の充実
事業名	スクールカウンセラー等配置事業
平成26年度最終予算額	496,927千円
事業概要	いじめ、不登校、暴力行為などの早期発見・早期解決のため、スクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者、教職員等からの相談対応等の支援を行うとともに、スクールソーシャルワーカーを配置して福祉機関などの関係機関との連携を図る。
平成26年度の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー 公立小学校35校 年間105時間、全公立中学校年間209時間（うち中学校重点校5校は年間418時間）、県立高等学校70校 年間209時間、他教育事務所等6か所 ・スクールソーシャルワーカー 地区不登校等対策拠点校5校 年間543時間
事業の成果と課題（平成26年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校35校にスクールカウンセラーを隔週で、中学校5校を重点校として年間70回（週2回）配置できたことにより、問題を多く抱える学校において教育相談体制の充実を図ることができた。 ・スクールソーシャルワーカーの配置を教育事務所から地区不登校等対策拠点校に変更し、配置時数を拡充したことにより、福祉的な課題解決に向け、積極的に働きかけることができた。

事業の成果と課題（計画期間を通して） ※文頭の○は成果、●は課題である。	○学習指導要領における授業時数の標準時間としての35週（平成20当時の配置時間）に戻すことができたことで、児童生徒、保護者、教職員への相談対応が、これまで以上に充実できた。 ●小学校への配置数が少なく、課題を多く抱える小学校への対応が十分にできていない。
進捗状況の自己評価	A
次年度以降への施策の報告性（課題に対する改善策）	・小学校配置を計画的に行い、いじめ、不登校等の早期発見、早期対応や暴力行為などの問題行動の低年齢化に対応していく。 ・ソーシャルワーカーの配置のあり方を検討し、家庭環境等に課題を抱えた児童生徒に対して、環境への働きかけや関係機関との連携をこれまで以上に充実させていく。
担当課（室）	指導課 生徒指導・いじめ対策室

（関連事業整理表より抜粋）

ウ. 点検・評価の流れについて

千葉県教育振興基本計画の進行管理は、重点施策推進計画（工程表）に掲げられた施策・事業について、①重点施策推進計画（工程表）の計画（Plan）－②施策・事業の実施（Do）－③点検・評価（Check）－④改善（Action）というPDCAサイクルに基づいて行われている。スクールカウンセラー等配置事業においては、具体的に次の表のようなPDCAサイクルで点検・評価を行っている。

区分	内容
計画（Plan）	派遣申請書等により、配置校、勤務時間、配置換え等の計画の策定
実施（Do）	配置
点検・評価（Check）	活動状況報告書、勤務状況調査、活用調査研究報告書等により、相談実績等の活動状況や課題等を把握
改善（Action）	次年度配置計画の検討

② 手 続

千葉県スクールカウンセラー等取扱要綱、派遣申請書、雇用書、活動状況報告書、勤務状況調査、活用調査研究計画書等の関連資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合及び分析等）を実施し、併せて指導課生徒指導・いじめ対策室に質問等を実施した。

③ 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は特になかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

ア. 相談時間及び相談日数について（意見）

スクールカウンセラーは、教育委員会に採用され、非常勤の職として各学校に週1回程度の勤務である。平成26年度千葉県スクールカウンセラー勤務状況アンケートにおいて、1日の勤務時間の活用について、次のような回答を得ている。

区 分	平成26年度
① 児童生徒との相談	148分
② 教職員、保護者に対する助言・援助	108分
③ 授業や行事での児童生徒の観察、休み時間等の交流	52分
④ 教職員との情報交換	74分
⑤ その他	35分
合 計	419分

（平成26年度千葉県スクールカウンセラー勤務状況アンケートより抜粋）

注：平成26年度の千葉県スクールカウンセラーとして勤務している者のうち、平成25年度から継続して勤務している者に対して、平成25年度における平均的な1日の日課の所要時間を割り振った回答である。

アンケートの結果、1日の勤務時間の活用の合計時間は419分（6時間59分）となっており、1日の勤務時間である6時間を1時間程度超過している状況にある。この結果は、同アンケート結果での平成25年度における1日当たりの平均的なサービス残業時間約70分と概ね一致している。

学校における相談体制の充実という観点では、スクールカウンセラーの相談時間が短いことや、曜日が限られていることから、児童生徒や保護者が相談したいタイミングに相談できないという課題がある。各学校におけるスクールカウンセラーの派遣が週1回となっている現状では、継続的な相談効果や校内の一体的、組織的な相談体制の確保は難しい場合がある。

したがって、予算制約の中でも、各県立学校における要望を精査し、スケジュールや相談時間帯のより効率的な設定に努め、継続的な相談効果を高めるために、週1回の勤務では対応できない、例外的な勤務も場合に依りて柔軟に検討されることを要望する。

イ. スクールカウンセラーの資質の維持及び向上について（意見）

スクールカウンセラーの新規応募者の採用においては、一次選考では、登録申請書等を基に、臨床心理士等の資格の有無や臨床経験年数等を踏まえて選考し、二次選考で、面接と課題レポート等により、総合的に判断している。また、継続者については、課題レポートとともに、勤務状況調査等を次年度採用の参考としている。採用後は、全体の地区別の連絡協議会（研修会を含む。）を各々年に1回開催し、資質の維持及び向上を図っている。

一方、香取、海匠、山武、長生、夷隅及び安房地区においては臨床心理士の資格を有しているスクールカウンセラーの登録者が不足している状況が慢性化しており、スクールカウンセラーの中には、スクールカウンセラーに準じる者を採用、配置せざるを得ない状況にある。また、県立高等学校においては、グループ化を図り、近隣の高等学校へ配置されているスクールカウンセラーを未配置校に対応することとしている。なお、平成24年度から平成26年度における資格別に配置状況は、次の表のとおりである。

【スクールカウンセラーの配置人数（実人数）】 (単位：人)

区 分	平成24年度 (実績)	平成25年度 (実績)	平成26年度 (計画)
①臨床心理士	177	171	197
②大学教授等	0	2	1
③ ①②2つに該当する者	8	10	6
合 計	185	183	204

【スクールカウンセラーに準ずる者の配置人数（実人数）】 (単位：人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (計画)
④大学院修了(経験1年以上)	0	6	7
⑤大学・短大卒業(経験5年以上)	31	28	27
⑥ ④、⑤の2つに該当する者	12	13	13
合 計	43	47	47

(「スクールカウンセラー等活用事業」に係る調査より抜粋)

(注1) 人数は実人数である。

(注2) 区分については、次のとおりである。

(1) スクールカウンセラー

① 臨床心理士：財団法人日本臨床心理士資格認定協会に認定された臨床心理士。

② 大学教授等：児童生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、心理学系の学部の教授、准教授又は講師（常時勤務する者に限る）の職にある者又はあった者。

(2) スクールカウンセラーに準ずる者

- ④ 大学院修了：大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者。
- ⑤ 大学・短大卒業：大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者。

スクールカウンセラーは、本来の面接業務の専門性ととも外部性の側面を有しているが、一方で、学校組織の一員として、管理職の指導や学校の方針の下で活動を行っているという側面もある。こうした二面性から、スクールカウンセラーと学校の教職員との間において、必要な情報の共有やコミュニケーションを図るための協調性、児童生徒や保護者が安心感を持てる人間性等が求められる。さらに、スクールカウンセラーは、学校における相談体制の一員として位置付けられ、児童生徒に関する状況や悩みに関して、児童生徒やその保護者のプライバシーに配慮しつつ、適切な連携の観点から必要な情報の共有を行うことが求められる。

したがって、地域による人材不足等の要因もあることから、スクールカウンセラーに準ずる者に係る専門性及び協調性等に関するモニタリングを実施することを要望するとともに、一方で、臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラー等の一定の均質化された資質を有する者の配置を増やすことについて検討することを要望する。

ウ. スクールソーシャルワーカーの配置について（意見）

指導課所管のスクールソーシャルワーカー5名は、基本的に地区内の小中学校の事例を扱うこととしており、同じ教育事務所内の地区外小中学校や高等学校に対しては、地区内市町村の児童生徒の支援に支障がない範囲での対応に留まっている。また、下記の表のとおり、関東地方の都県の配置状況と比較しても、千葉県はスクールソーシャルワーカーの配置数が少ない状況にある。

【関東地方の都県におけるスクールソーシャルワーカーの配置状況】（単位：人）

区分	千葉	東京	神奈川	埼玉	茨城	群馬	栃木
平成24年度	5	64	10	36	9		3
平成25年度	5	81	11	44		1	4
平成26年度	7	85	14	48	10	3	7

注：7名のうち、2名は県立学校改革推進課所管分である。（平成27年度事業説明書別紙資料より抜粋）

一方、県立学校への往査の過程で、鶴舞桜が丘高等学校から「多様な生徒が在籍している状況により必要性を感じる。」と、スクールソーシャルワーカーの配置希望が聞かれた等、複数校からの配置要望があった。

したがって、児童福祉に係る問題は深刻な状況にあることから、近隣都県の状況等について情報収集し、県立学校におけるスクールソーシャルワーカーを積極的に展開する方策を真摯に検討することを要望する。

(3) 語学指導等を行う外国青年招致事業について

① 概 要

ア. 事業概要について

外国語指導助手 (Assistant Language Teacher) (以下、「ALT」という。) は、TT (ティーム・ティーチング) などの活動を通して生徒が授業で生きた英語に触れたり、実際に英語を使ったりする機会の充実に資する重要な存在である。ALTの導入は、昭和62年にJETプログラムとして開始されたことに端を発する。JETプログラムとは、地方公共団体が総務省、外務省、文部科学省、財団法人自治体国際化協会の協力の下に、外国語教育の充実と地域レベルの国際交流の進展を図ることを目的とした事業で、ALTのほかに、地域の国際交流活動に従事する国際交流員、地域においてスポーツを通じた国際交流活動に従事するスポーツ国際交流員を含めた総称である。

県では、国際社会に対応した教育の推進の一環として、語学指導等を行う外国青年を招致し、県の外国語教育及び国際理解教育の一層の充実を図っている。

なお、平成24年度から平成26年度における高等学校等へのALTの配置状況は、次の表のとおりである。

区 分	配置先	平成24年度	平成25年度	平成26年度
直接雇用によるALT ^(注1) (名)		20	20	20
	拠点校 (校)	12	12	12
業務委託によるALT ^(注2) (名)		32	33	32
	全日制 (校)	81	88	97
	定時制 (校)	5	4	9
	特別支援学校 (校)	22	22	22

注1：直接雇用によるALTとは、JETプログラム及び姉妹州プログラムにより直接雇用されたALTをいう。

注2：業務委託によるALTとは、ALTが行う教育並びに関連業務及びこれに付帯する業務を外部機関に外注し、外部の受託機関が、ALTその他の人員・ノウハウ等を活用して、責任を持って当該業務を完了するALTをいう。

イ. 平成 26 年度事務事業を対象とした点検・評価の結果について

担当課で作成された関連事業整理表における平成 26 年度事務を対象とした点検・評価の結果は、次の表のとおりである。

区 分	適 用
プロジェクト	I 夢・チャレンジプロジェクト
施策	3 異文化を理解し、国際的コミュニケーション力のある真の国際人を育てる
取組	(2) 外国語教育の充実
事業名	語学指導等を行う外国青年招致事業
平成 26 年度最終予算額	215,602 千円
事業概要	国際化社会に対応した教育の推進の一環として、語学指導等を行う外国青年を招致し、外国語教育及び国際理解教育の一層の充実に努める。
平成 26 年度の実績	53 名配置
事業の成果と課題（平成 26 年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・直接雇用の外国語指導助手 19 名を常駐校 11 校へ、業務委託の外国語指導助手を希望する学校へ 33 名配置した。 ・語学指導だけでなく国際理解を深める活動等で成果を上げた。 ・配置を希望する学校の増加から、常駐校から他校への派遣等の配置の工夫を行った。 ・配置方法等一層の工夫が必要である。
事業の成果と課題（計画期間を通して） ※文頭の○は成果、●は課題である。	<p>○配置希望の学校が増え、外国語指導助手の有効活用が進んだ。</p> <p>●希望増加が顕著であり、希望しても配置できない学校が出てくる可能性が出てきた点が課題である。</p>
進捗状況の自己評価	B
次年度以降への施策の報告性（課題に対する改善策）	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度並みの配置を行う。 ・配置希望の学校が増えている状況で、予算の増額等が必要である。 ・外国語指導助手の雇用形態や配置方法等についても国の動向を注視しつつ検討をする。
担当課（室）	指導課・教育課程室

（関連事業整理表より抜粋）

ウ. 点検・評価の流れについて

語学指導等を行う外国青年招致事業においては、具体的に次の表のようなP D C Aサイクルで点検・評価を行っている。

区 分	内 容
計画 (Plan)	派遣申請書等により、配置校、配置日数等の計画を策定
実施 (Do)	配置
点検・評価 (Check)	実績報告書、勤務評定記録書、英語教育実施状況調査等により、勤務状況や各学校の活用状況、成果状況等を把握
改善(Action)	次年度配置計画の検討

② 手 続

外国語指導助手任用要綱、語学指導等を行う外国青年招致事業に係る外国語指導助手（A L T）業務委託に伴う業務委託契約書、同仕様書、実績報告書、勤務評定記録書、英語教育実施状況調査等の関連資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合及び分析等）を実施し、併せて指導課教育課程室に質問等を実施した。

③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は特になかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

ア. 外国語指導助手との雇用形態について（意 見）

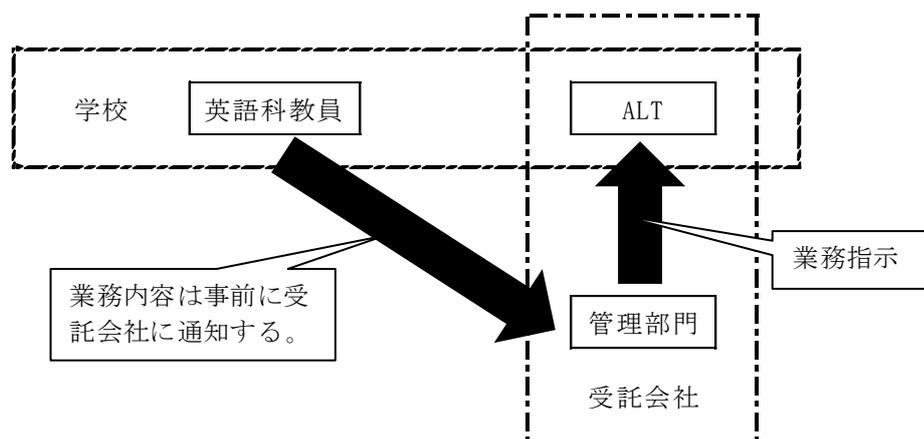
「外国語指導助手の請負契約による活用に係る疑義について（回答）」（平成 21 年 8 月 28 日付け職需発 0828 第 1 号）においては、「担当教員が行う授業に係る補助を行う場合、担当教員が A L T に対して、指導内容や授業の進め方に係る具体的な指示や改善要求、A L T の行う業務に関する評価を行う場合は、（中略）いずれも請負契約では実施できない」と、明記されている。

県においては、業務委託契約による A L T の配置校の職員に対して、直接雇用や派遣契約との相違点を理解させ、適正な労働形態となるように指導するために説明会を開催している。また、A L T 活用授業における英語科教員と業務委託による A L T の役割分担は、次の表のようになる。

区 分	英語科教員	A L T
授業計画	児童生徒の実態や年間指導計画に基づいたA L Tのみで指導できる部分を含む活動計画の策定	
A L T活用		英語提示 英語・文化の体験的指導
授業管理	全体マネジメント	
評価	児童生徒の行動評価	

(平成 26 年度外国語指導助手(ALT)業務委託契約に係る説明会資料より抜粋)

なお、業務委託によるA L Tへの指揮命令は受託会社が行うため、指揮命令系統は、次の表のようになる。



(平成 26 年度外国語指導助手(ALT)業務委託契約に係る説明会資料より抜粋)

業務委託では、授業内で担当の英語科教員が直接A L Tに対して、指揮命令ができないという制約があるため、業務委託では、授業計画を事前に業務委託会社に依頼することで業務を行っている。これについては、予算の範囲内で多くの学校に配置する際に適しており、A L Tの欠員が生じた場合でも直ちに代替のA L Tを配置できるという利点がある。一方、直接雇用では、A L Tと比べて予算規模が膨らむ点があるが、業務委託に係る制約がなく、英語科教員とA L Tが授業内でやり取りができるという利点がある。

学校教育において、生徒が実際に英語を使う機会が授業以外にほとんどないため、英語力の定着を図るために、部活動や特別活動などの授業以外においても、A L Tを活用する機会を充実させることが求められる。フルタイムで直接雇用されているA L Tは、柔軟な活用が可能であり、その役割は大きく、優秀

な外国人は、各学校における英語教育の中核として活躍し得るとともに、生徒や英語教員のグローバル化への意識改善にもつながる存在である。

したがって、直接雇用の促進を図るため、優秀な外国人はALTのようなアシスタントという形ではなく、特別免許を付与する可能性も検討することにより、教員同士の協力・指導体制等について、より一層緊密で充実した外国語指導体制を構築することができるよう検討することを要望する。

(4) 県立学校教育用コンピュータの整備事業について

① 概要

ア. 事業概要について

社会の情報化に対応して、県立高等学校の児童生徒の情報活用能力を育成し、職業的自立を図るため、教育用コンピュータを整備するとともに、学校から安全にインターネットに接続できる環境を整備し、社会の情報化に対応した情報活用能力を育成するため、教育用コンピュータの更新整備を推進している。

県立高等学校普通科設置校のコンピュータ室に設置しているコンピュータについては、リース契約により概ね5年ごとに更新している。また、農業・工業・水産等に関する学科、総合学科等の職業学科が設置されている県立高等学校のコンピュータ室等に設置しているコンピュータについては、国庫補助事業である産業教育施設整備事業を活用し、購入により概ね7年ごとに更新している。

イ. 平成26年度事務を対象とした点検・評価の結果について

担当課で作成された関連事業整理表における平成26年度事務を対象とした点検・評価の結果は、次の表のとおりである。

区 分	概 要
プロジェクト	I 夢・チャレンジプロジェクト
施策（取組）	1 志を持って、失敗を恐れずチャレンジする人材を育てる
取組	(3) 子どもや若者の社会参加の促進
事業名	県立学校教育用コンピュータの整備
平成26年度最終予算額	591,388千円
事業概要	社会の情報化に対応して、県立高等学校、特別支援学校の児童生徒の情報活用能力を育成、職業的自立を図るため、教育用コンピュータを整備するとともに、学校から安全にインターネットに

	接続できる環境を整備し、社会の情報化に対応した情報活用能力を育成する。
平成 26 年度の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・教育用コンピュータ整備 ・千葉県教育情報ネットワークの運用管理 ・特別支援学校 4 校
事業の成果と課題（平成 26 年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・県立高等学校普通科 42 校のコンピュータ室の更新をした。 ・県立学校の児童生徒が授業等で安心安全に利用できるインターネット接続環境等の保守・運営等を行った。
事業の成果と課題（計画期間を通して） ※文頭の○は成果、●は課題	<p>○計画的に整備することで、安定して授業ができる環境が構築されている。</p> <p>●ネットワーク環境は、日々進化しているため、常に最新の状態にするために、その対応について常に考えていく必要がある。</p>
進捗状況の自己評価	B
次年度以降への施策の報告性（課題に対する改善策）	・国の動向等、今後の教育の情報化を見据えて整備の方法等を検討しながら計画的に進めて行く。
担当課・室	指導課・教育課程室 特別支援教育課

(関連事業整理表より抜粋)

ウ. 点検・評価の流れについて

県立学校教育用コンピュータの整備事業においては、具体的に次のような PDCA サイクルで点検・評価を行っている。

区 分	内 容
計画 (Plan)	グループ分けした更新計画を策定
実施 (Do)	教育用コンピュータの整備
点検・評価 (Check)	実績報告書、勤務評定記録書、英語教育実施状況調査等により、勤務状況や各学校の活用状況、成果状況等を把握
改善 (Action)	次年度整備計画の検討

② 手 続

高等学校教育用コンピュータ整備事業に係る機器等整備基準、県立高等学校教育用コンピュータ仕様書、教育用コンピュータ導入計画等の関連資料一式を入手し、

必要と考えられる監査手続（閲覧、突合及び分析等）を実施し、併せて指導課教育課程室に質問等を実施した。

③ 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は特になかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

ア. 製品サポートが終了したOSの更新について（意見）

平成26年4月9日（日本時間）にWindows XP Service Pack 3（SP3）、Windows XP 64ビット版 SP2 及び Microsoft Office 2003 Service Pack 3（SP3）の製品サポートが終了した。それ以降は、セキュリティ上の欠陥が見つかったり、修正するプログラムが提供されなくなるため、ウイルスに感染したり、不正アクセスを受けたりする危険性が大幅に高まっている。平成26年度におけるコンピュータのOS別台数は次の表のとおりであり、10,809台のうち、8.48%にあたる917台のOSがWindows XP という状況である。

（単位：台）

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
Windows 8	688	615	2,820
Windows 7	5,673	6,880	5,433
Windows Vista	2,323	1,736	1,381
Windows XP	2,734	2,188	917
その他 Windows	278	200	62
Mac OS	55	54	65
iOS	1	5	13
Linux 等	148	105	118
合 計	11,900	11,583	10,809

（学校別コンピュータ保有台数より抜粋）

県では、Windows XP やオフィス 2003 等のソフトウェアに関して、平成26年4月9日をもってマイクロソフト社による脆弱性へのサポートが終了し、その後の十分なセキュリティの確保が困難となるため、完成ソフトウェアを新しいものに入れ替えるか、機器ごと更新するか、機器をインターネットに接続しないといった措置を講じるように注意喚起を行っている。しかし、各学校の運営費

等で整備したコンピュータの更新については、各学校の運営費予算により各学校で行われており、具体的な更新計画はない。

したがって、Windows XP はサポートが終了していることもあり、学校での安全性を確保するには、更新のための予算等を適切に確保することで、可能な限り早期に機器を入れ替える等、OS を更新することを要望する。

(5) 進学指導重点校について

① 概要

ア. 事業概要

「県立学校改革推進プラン」においては、「道德教育の推進」や「キャリア教育・職業教育の推進」を重点事項として掲げ、この2点に留意しながら計画を進めることとされ、普通科については、一層の特色づくりを推進するとともに、専門学科・総合学科については、専門の学びを生かした教育の充実や活性化等を推進することとしている。また、県教育委員会は、特色ある学校づくりをさらに推進するため、進学指導重点校、自己啓発指導重点校及び中高一貫教育重点校を指定している。

教科指導や進学指導、生活指導に対して意欲と熱意ある教員を千葉県公立小・中・高・特別支援学校教員から公募制度により配置し、各指導重点校がそれぞれの教育方針や課題に積極的に取り組むことができるよう、人事面から支援している。

平成 26 年度現在、進学指導重点校は次の 10 校である。

(平成 16 年度から) 千葉東、船橋、佐原、長生、木更津各高等学校

(平成 19 年度から) 東葛飾、安房各高等学校

(平成 22 年度から) 佐倉、成東各高等学校

(平成 25 年度から) 匝瑳高等学校

具体的な指定校は、地域バランスを十分に考慮して決定されており、公募制の教員人事制度によって、国語、地理歴史、公民、数学、理科、外国語の中から、指導力のある教員が重点的に配置されている。

イ. 平成 26 年度事務を対象とした点検・評価の結果について

進学指導重点校は、千葉県教育振興基本計画の中では次の取組に位置付けて実施しているが、実施する主な施策への事業立ては行われていないため、関連事業整理表は作成されていない。

区 分	適 用
プロジェクト	Ⅱ 元気プロジェクト
施策	7 豊かな学びを支える学校づくり
取組	(1) 魅力ある高等学校づくり

ウ. 点検・評価の流れについて

進学指導重点校は、実施する主な施策への事業立ては行っていないが、毎年 7 月に指導重点校連絡協議会、9 月に教育懇談会を開催し、学校間の意見交換、情報交換及び県教育委員会との協議を通して、各県立学校の進学指導の改善に結びつけている。

② 手 続

指導重点校連絡協議会開催要項、同協議会資料、教育懇談会開催要項、同懇談会資料等の関連資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合及び分析等）を実施し、併せて県立学校改革推進課、船橋高等学校及び木更津高等学校に質問等を実施した。

③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は特になかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

ア. 進学指導重点校の目標設定と成果について（意 見）

進学指導重点校においては、地域の進学拠点として特色ある活動を展開することで、県全体の教育力の向上・活性化を図るため、地域バランスを考慮しながら、県内 9 学区の全てに 1 又は 2 校を指定している。県では、地域の進学拠点として指導重点校を指定しているため、統一の数値目標は設定しておらず、学校の実情に応じて数値目標を提示している場合と提示していない場合がある。

なお、平成 26 年度進学指導重点校において、数値目標を掲げている学校は、次の表のとおりである。

区 分	目 標
千葉東高等学校	合格目標値：国公立大学 100 人 難関私立大学 110 人 現役進学率 70%
船橋高等学校	第一志望校への現役合格率 55%以上 難関校への現役合格 250 人以上
佐倉高等学校	学習意欲の向上と学力増進を図るための明確な指導目標に基づく 質の高い指導方法の工夫改善及び学習指導に関する保護者の満足 度 85%以上
佐原高等学校	大学現役進学率 90%以上 国公立大学現役合格者 80 名以上 難関・中堅上位私立大学現役合格者 150 名以上 千葉大学現役合格者数 20 名以上
匝瑳高等学校	卒業時に、入学して良かったと思える生徒の割合 90%以上 大学等現役進路決定率 90%以上 国公立大学への現役合格者 60 名以上

(教育懇談会資料より抜粋)

上記のとおり、船橋高等学校では、「第一志望校への現役合格率 55%以上、難関校への現役合格 250 人以上」との数値目標が掲げられている。しかし、進学大学が第一志望校か否かの特定が難しく、かつ、難関校の定義も行われていないため、数値目標が達成されたか否かの検証は行われておらず、実態としてはスローガンに近い位置付けとなっている。

一方、進学指導重点校は、「組織的で計画的な進学指導を推進し、生徒一人一人の学力の向上を図り、生徒の目標達成を支援する教育活動を展開」している。「生徒の目標」や「第一志望校」が、いつの時点の志望なのかを定義付けていないため、「生徒の目標」が実現できたか否かについて、目標と結果との比較が実施されていない。さらに、難関校の定義も行われていない。

公募制人事制度を通じて力量の高い教員を異動で転入させることは、進学指導重点校に与えられた支援の一つであるが、進学指導重点校の指定による成果は、公募制度による人事施策にとどまっている可能性がある。

したがって、「生徒の目標」を実現するという真の目標と結果との関係を把握し、①計画 (Plan) - ②施策・事業の実施 (Do) - ③点検・評価 (Check) - ④改善 (Action) という P D C A サイクルに基づき、適切な計画の進行・管理を行うことを要望する。

(6) スポーツエキスパート活用事業について

① 概 要

ア. 事業概要

県では、専門的な指導力を備えた指導者を必要とする県立学校に対し、民間の指導者を派遣することにより、子どもたちがスポーツの楽しさ・爽快さ・達成感等を体験する機会を豊かにし、生涯にわたりスポーツに親しむ基礎を培うとともに、運動部活動と地域社会との連携を図っている。

平成 26 年度においては、県立高等学校の運動部活動に、6 月から翌年 2 月の期間に 21 種目、40 名の外部指導者（1 名につき年間 24 回）を派遣している。また、平成 26 年 5 月 16 日の説明会で、「安全な指導」及び「適切な指導の在り方（体罰防止、不祥事防止等）」の研修を行っている。なお、平成 26 年度におけるスポーツエキスパートの派遣状況は、次の表のとおりである。

No	部活動名	派遣人数	No	部活動名	派遣人数
1	弓道	3	12	少林寺拳法	1
2	バスケットボール	4	13	空手道	1
3	卓球	2	14	テニス	2
4	ソフトテニス	1	15	なぎなた	1
5	野球	3	16	ハンドボール	1
6	ソフトボール	2	17	フェンシング	1
7	バドミントン	3	18	ライフル射撃	1
8	ウエイトリフティング	1	19	陸上競技	1
9	剣道	4	20	バレーボール	2
10	合気道	1	21	柔道	2
11	サッカー	3			

(千葉県教育委員会 HP より抜粋)

イ. 平成 26 年度事務を対象とした点検・評価の結果について

担当課で作成された関連事業整理表における平成 26 年度事務を対象とした点検・評価の結果は、次の表のとおりである。

区 分	適 用
プロジェクト	Ⅱ 元気プロジェクト
施策	5 フェアプレーの精神を育てるスポーツ、健康・体づくりと

	食育を推進する
取組	(1) 体力向上を主体的に目指す子どもの育成
事業名	スポーツエキスパート活用事業
平成26年度最終予算額	2,954千円
事業概要	運動部活動の専門的な指導力を備えた指導者を必要とする県立学校に外部指導者を派遣し、顧問に協力し運動部活動の実技指導等を行う。
平成26年度の実績	県立学校の運動部活動へ外部指導者を派遣
事業の成果と課題（平成26年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な指導力を備えた指導者を必要とする県立学校に対し、民間の指導者を派遣することにより、子どもたちにスポーツの楽しさ・爽快感・達成感等を体験する機会を豊かにするなど、効果があらわれている。 ・教職員の多忙化解消の一つとしても効果がある。 ・生涯にわたりスポーツに親しむ基礎を培うとともに、運動部活動と地域社会との連携を図ることができた。
事業の成果と課題（計画期間を通して） ※文頭の○は成果、●は課題である。	<p>○学校内のみならず、地域との連携を図り、学校の実態にあわせた指導が行われている。</p> <p>○特に危険を伴う競技（弓道、なぎなた、ライフル射撃など）の専門的な指導が必要な学校に派遣し、安全面や競技力向上に成果が現れている。</p> <p>●教員の高齢化や専門性の高さから、部顧問のなり手が少なく、現場からの派遣要望数が多くなっている。予算の範囲内で、学校の実情を考慮しながら派遣しているが、全ての要望には応えられない課題がある。</p>
進捗状況の自己評価	A
次年度以降への施策の方向性（課題に対する改善策）	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の要望数が多く、今後も拡充する方向で取り組んでいく。 ・外部指導者研修会を行い、学校との連携を図り、事故防止、不祥事防止等を確実に行う。 ・外部指導者と千葉県高等学校体育連盟専門部等の協力体制を拡充する。
担当課（室）	体育課・学校体育班

（関連事業整理表より抜粋）

ウ. 点検・評価の流れについて

スポーツエキスパート活用事業においては、具体的に次の表のようなPDC Aサイクルで点検・評価を行っている。

区 分	内 容
計画 (Plan)	申請書に基づき派遣計画を策定
実施 (Do)	派遣先高等学校の当該部活動顧問を対象として研修実施後、各高等学校へ派遣
点検・評価 (Check)	実績報告書等により、成果の内容等を把握
改善(Action)	次年度派遣計画の検討

② 手 続

関連事業整理表、スポーツエキスパート活用事業実施要項、申請書及び実績報告書等の関連資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合及び分析等）を実施し、併せて体育課学校体育班に質問等を実施した。

③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は特になかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

ア. 運動部における外部指導者の活用について（意 見）

スポーツエキスパート事業の過去3年度の申込数と派遣数は、次の表のとおりである。

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
派遣数	30 名	30 名	40 名
申込数	53 名	51 名	40 名
差異	▲23 名	▲21 名	—

平成 26 年度において申込数が減少している理由としては、平成 24、25 年度は東日本大震災の影響による予算削減に伴い、例年より派遣数が少なくなったことにより、選考に漏れた学校が申込みを断念したと担当課では推察している。また、派遣数に対して申込数が上回った場合には、同一校からの複数申請を一

人に絞る等、指導経歴の差、専門性の高さ、地域との連携の様子等を総合的に判断して選考している。

実施要項では、派遣回数は1運動部につき年間24回とされており、実質的に1運動部について、一人の申請が限度となっている。県立高等学校への往査の中で、長狭高等学校からは、各県立学校一つの部が限度となっているため、より多くの派遣人数が欲しいとの要望が聞かれた。また、派遣先高等学校の当該部活動顧問を対象とした研修資料の説明会Q&Aにおいても、「報償費を受領した外部指導者が自ら他の外部指導者に配分することは関知しないところである。」と明記されていることから、県教育委員会においても、1運動部において複数の外部指導者が関わっていることを認識していると考えられる。

千葉県高等学校体育連盟実態調査の中で、顧問が回答した部活動経営上・指導上の課題は次の表のとおりである。専門的な技術指導に関する課題は29%、他の分掌との兼ね合いに関する課題は22.5%、休日の活動や引率業務に関する課題は22.9%の顧問が回答している。

【部活動経営上・指導上の課題】 (複数回答可)

諸 課 題	割 合
部員数確保に関する課題	55.3%
施設や競技用具に関する課題	44.5%
専門的な技術指導に関する課題	29.0%
部費の用途や管理等活動経費に関する課題	10.9%
休日の活動や引率業務に関する課題	22.9%
けがや事故対応といった安全管理に関する課題	23.3%
部員間や顧問間の人間関係に関する課題	9.4%
他の分掌との兼ね合いに関する課題	22.5%
競技団体等の外部組織に関する課題	4.9%

(平成26年度千葉県高等学校体育連盟実態調査より抜粋)

部活動の顧問は、夜遅くまで残り、場合によっては土日も対応するということが多いと考えられる。教育委員会の調査においては、4. 人事評価の実施状況に係る監査結果（教職員の残業把握義務・改善の方向性含む。）で述べるように、各県立学校において明確に部活動の顧問の教職員の残業時間を把握するには至っていないという現状がある。

スポーツエキスパート事業は、部活動の顧問の活動が軽減できるという側面もあり、教職員の学習指導業務に向けられる時間数が現状よりも確保できるという副次的な効果があると考えられるため、今後も運動部における外部指導者を積極的に活用することを要望する。また、実態調査の結果にもあるとおり、

「専門的な技術指導に関する課題：29.0%」という結果を解消するための専門家の供給について、地域における専門家人材の協力可能性を具体的に調査することを各県立学校及び教育庁所管課に要望する。

(7) 医療的ケア担当者の専門性向上研修事業について

① 概要

ア. 事業概要について

学校における看護師等の配置や職務内容について、法令上の位置付けはなく、教育委員会が、医療的ケアを必要とする児童生徒等の状態等に応じ、雇用、配置している。また、看護師等の免許を持たない教職員も、一定の研修を受ければ、一定の条件のもとに「認定特定行為業務従事者」として医療的ケア^(注1)のうち5つの特定行為（口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養）を実施することが可能となっている。

県では、医療的ケアを担当する教員及び特別非常勤職員（看護師を含む）に対して、医療的ケアに関する基本的な知識・技術及び援助の方法について講習会を実施しており、263名の教員が認定特定行為業務従事者として登録されている。また、平成26年度においては、県立特別支援学校^(注2)のうち20校で医療的ケアを実施しており、実施状況は次の表のとおりである。

(注1) 医療的ケアとは、看護師が配置されている特別支援学校において、教育課程のもとで行う日常的・急急の手当のことである。具体的には、①咽頭より手前の吸引、②咳や嘔吐・喘鳴等の問題のない児童生徒等で、留置されている管からの注入による経管栄養（ただし、経管の先端位置の聴診器による判断は除く）、③自己導尿の補助、④その他、医師の指示で認められている範囲である。

(注2) 特別支援学校とは、従来の盲学校、聾学校、養護学校を、障害種別を超えて一本化したもの。学校教育法第71条に規定されている学校で、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、小・中学校等に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としている。

イ. 平成26年度事務を対象とした点検・評価の結果について

担当課で作成された関連事業整理表における平成26年度事務を対象とした点検・評価の結果は、次の表のとおりである。

区 分	適 用
プロジェクト	Ⅱ 元気プロジェクト
施策	6 一人一人の特性に向けた特別支援教育を推進する
取組	(6) 医療的ケアの実施体制の充実

事業名	医療的ケア担当者の専門性向上研修事業
平成26年度最終予算額	478千円
事業概要	医療的ケアを担当する教員及び特別非常勤講師（看護師）に対して、医療的ケアに関する基本的な知識・技術及び援助の方法について講習会を実施する。
平成26年度の実績	・基本研修2回、実技研修6回
事業の成果と課題（平成26年度）	・改正法にのっとり、基本研修、実技研修を、また、看護師においては、病院施設での実技等の研修を行うことにより、安全で確実な医療的ケアを実施できた。
事業の成果と課題（計画期間を通して） ※文頭の○は成果、●は課題である。	○改正法に基づいた基本研修を行うことにより、133名の教員等が、特定5行為に関する医療的ケアが行えるようになった。 ○看護師の研修を行うことにより、新しい医療、看護の知識技能を習得できた。
進捗状況の自己評価	A
次年度以降への施策の報告性（課題に対する改善策）	・今後も、各県立特別支援学校における医療的ケアが、円滑に実施できるよう研修を行っていく。
担当課（室）	特別支援教育課

（関連事業整理表より抜粋）

ウ. 点検・評価の流れについて

医療的ケア担当者の専門性向上研修事業においては、具体的に次のようなPDCAサイクルで点検・評価を行っている。

区 分	内 容
計画（Plan）	研修会の企画立案
実施（Do）	受講希望者の募集 基本研修会（年1回、2日間）と特別非常勤講師（看護師）研修会（年7回）の実施
点検・評価（Check）	医療的ケア実施校の状況確認（医療的ケア実施担当者の増員に対する要望、医療的ケア実施体制（看護師）のスキルの安定化等）
改善（Action）	次年度開催計画の立案

② 手 続

実施要項、千葉県立特別支援学校における医療的ケアガイドライン等の関連資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合及び分析等）を実施し、併せて特別支援教育課に質問等を実施した。

③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘事項はなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

ア. 基本研修の開催回数について（意 見）

基本研修は、年に1回、8月に開催しており、基本研修と実地研修を修了したことを県知事に登録された教員は、認定特定行為業務従事者として、各学校において特定行為の実施が可能となる。平成26年度においては、県立特別支援学校のうち20校で医療的ケアを実施しており、実施状況は次の表のとおりである。

(単位：人)

区分	平成26年度
日常生活全般において医療的ケアが必要な児童生徒数（①～⑦計）	360
医療的ケア実施校（校）	20
学校生活において医療的ケアが必要な児童生徒数	
①教員・看護師対応	169
②保護者（離れる見込みあり）	27
③保護者対応	14
④自己対応	9
家庭・施設のみでの医療的ケアが必要な児童生徒数	
⑤家庭・施設のみ	115
配置されている看護師数	49
認定特定行為業務従事者数（人）	164
医療的ケア未実施校	
⑥学校生活において医療的ケアが必要な児童生徒数	18
⑦家庭・施設のみで医療的ケアが必要な児童生徒数	8

（県立特別支援学校医療的ケア実態調査より抜粋）

医療的ケアの必要な児童生徒等については、特別支援学校ごとに、入学が想定される児童生徒等も含めて把握し、教育委員会に報告して、指導医の依頼等必要な手続を行うなど、体制を整えている。現在、医療的ケアの要望が挙げられた学校に対しては、全ての学校に対応して医療的ケア実施校としている。なお、医療的ケアが必要な児童生徒等が在籍している学校でも、対象の児童生徒等が

訪問学級に在籍をしていたり、家庭や施設でのみ医療的ケアを実施していたりする等、学校生活における医療的ケアを必要としない場合があり、その場合、医療的ケア未実施校に区分される。

医療的ケア運営会議議事録では、「教員が医療的ケアを実施し、子どもと接する中で生き生きし、気持ち充実している様子が見られる」との意見もあった。一方、特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童生徒等は増加傾向にあることから、今後、看護師や教員の負担が増える可能性がある。特別支援学校における特定行為は、医療機関等における医療行為とは異なり、学校において児童生徒等が安全な環境で教育を受けられるようにするためのものである。

したがって、看護師や教職員の対応能力には限りがあり、児童生徒等の健康状態が優れない場合の無理な登校は適当でないこと等について、学校と保護者の間で十分にコミュニケーションの機会を持ち、保護者がこの点について認識し、相互に連携協力することが必要であることを共有する等、期待ギャップが生じないように、引き続き日頃の連携協力を図ることを要望する。

(8) 特別非常勤講師配置事業について

① 概 要

ア. 事業概要について

教育委員会では、特別支援学校における幼児児童生徒の障害の重複化、多様化に対応し、より専門的な指導の充実のため、理学療法士^(注1)、作業療法士^(注2)及び言語聴覚士^(注3)等の専門職の活用を図っている。なお、平成24年度から平成26年度における県立特別支援学校における特別非常勤講師としての理学療法士等の外部専門家の配置状況は、次の表のとおりである。

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
理学療法士	7名	7名	8名
作業療法士	6名	6名	6名
言語聴覚士	7名	3名	3名
臨床心理士、臨床発達心理師	-	2名	4名
歯科医師、歯科衛生士	7名	8名	7名
その他	3名	8名	8名
合 計	30名	34名	36名

(特別非常勤講師より抜粋)

- 注1：理学療法士（PT）とは、病院等で医師の指示のもとに患者に理学療法を実施するリハビリテーション医療専門職。医療の他、福祉や行政の分野でも活躍が期待されている。
- 注2：作業療法士（OT）とは、厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示のもとに作業療法を行うことを業とする者。身体障害者や精神障害をもつ患者に対し、専門的な立場から係わるリハビリテーション医療専門職。
- 注3：言語聴覚士（ST）とは、言語や発語・発声の障害、あるいは聴覚に障害がある者に対して評価と訓練・治療を行う専門職。平成10年に言語聴覚士の呼称で身分法が施行された。

イ. 平成26年度事務を対象とした点検・評価の結果について

平成26年度事務を対象とした点検・評価の結果は、次の表のとおりである。

区 分	適 用
プロジェクト	Ⅱ 元気プロジェクト
施策	6 一人一人の特性に向けた特別支援教育を推進する
取組	(3) 適切な教育的支援に向けての支援体制の充実
事業名	特別非常勤講師配置事業
平成26年度最終予算額	2,025千円
事業概要	特別支援学校における幼児児童生徒の障害の重複化、多様化に対応し、より専門的な指導の充実のため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職の活用を図る。
平成26年度の実績	・自立活動支援36名
事業の成果と課題（平成26年度）	・児童生徒の身体の動きや摂食機能の向上のための指導が充実し、状態の改善が図られた。 ・発達障害の児童生徒の増加に伴い心理的な安定等の自立活動の充実を図っていくことが課題である。
事業の成果と課題（計画期間を通して） ※文頭の○は成果、●は課題である。	○専門的立場からの当該児童生徒への指導により、障害による学習上又は、生活上の困難の改善・克服に必要な知識、技能、態度を養うことに成果を上げている。
進捗状況の自己評価	A
次年度以降への施策の報告性（課題に対する改善策）	引き続き事業を継続していく。特に発達障害の児童生徒等への自立活動を充実できるよう、臨床心理士等の活用を拡大する。
担当課（室）	特別支援教育課

（関連事業整理表より抜粋）

ウ. 点検・評価の流れについて

特別非常勤講師配置事業においては、具体的に次の表のようなP D C Aサイクルで点検・評価を行っている。

区 分	内 容
計画 (Plan)	学校課題から職種の依頼に基づき各学校の配置時間等の検討
実施 (Do)	特別非常勤講師による事業の実施
点検・評価 (Check)	授業内容の振り返り、報告書の確認
改善(Action)	学校からの依頼職種の検討結果に基づき次年度以降の配置予定の検討

② 手 続

県立学校非常勤職員取扱要綱、特別非常勤講師任用・雇用具申書、特別非常勤講師任命（雇用）届出書、特別非常勤講師依頼計画、特別非常勤講師実施報告書等の関連資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合及び分析等）を実施し、併せて特別支援教育課に質問等を実施した。

③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘事項はなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

ア. 特別支援学校における外部専門家の活用について（意 見）

県立学校への往査の過程で、野田特別支援学校では、身体のケアが必要な児童生徒に対し、階段やスロープを用いた自立活動の改善、克服が行われていることを確認した。しかし、理学療法士等の外部専門家の配置がないため、外部専門家（大学教授）を招いた自立活動に関わる実施計画による研修を開催し、自立活動の個別指導計画^(注4)の策定ノウハウを習得している。

また、銚子特別支援学校では、同様に外部専門家の配置がないため、児童生徒が日頃関わっている医療機関等の理学療法士と情報交換を行い、自立活動の個別指導計画の策定に役立てている。その他、特別支援学校における自立活動については、千葉県総合教育センターが主催する研修会への参加等で対応している。

外部専門家の導入については、学校の組織体制との整合をどのように図っていくのか、教職員間で外部専門家の指導、支援等の助言に対する共通理解をどのように図っていくのか等の課題も多い。しかし、これらの課題に対しては、外部専門家の位置付けを見直し、常勤で学校組織の中に在籍する等、専門家といつでも必要な時に相談できる体制づくりを構築することが有用と考える。

したがって、自立活動の指導計画の作成や実際の指導に当たっては、より一層外部専門家との連携協力を図り、障害に応じた適切な指導が継続できるようにするためにも、今後も、理学療法士等の外部専門家を幅広く活用し、より多くの県立特別支援学校へ配置することを要望する。

注4：個別指導計画とは、教育課程全般における児童生徒一人一人の指導計画の作成を考えてまとめたもの。学習指導要領で定められた、自立活動と重複障害者等の指導の計画である「個別の指導計画」を含むものとした考え方に立っている。

イ. 事業の課題の報告について（意見）

特別非常勤講師配置事業においては、県立学校非常勤職員取扱要綱第6条第6項の規定により、実施報告書を作成している。この報告書は、PDCAサイクルでの点検・評価（Check）の際に用いられているが、活用の成果のみが記載される様式となっている。

今後の事業活動の改善に資するためには、活用上の諸問題の現状、活用上の課題等についても報告することを想定して、報告書様式を変更することについて検討することを要望する。

2. 学校評価の実施状況について

(1) 概 要

① 学校評価の概要

ア. 学校評価の経緯について

教育基本法は昭和 22 年に制定されたが、その後、教育を取り巻く環境が大きく変わったことから、平成 18 年に改正がなされた。改正後の教育基本法は「人格の完成」や「個人の尊厳」など、これまでの教育基本法に掲げられてきた普遍的な理念は大切にしつつ、新しい時代の教育基本理念を明示した。

また、平成 19 年 1 月の教育再生会議第一次報告「社会総がかりで教育再生を～公教育再生への第一歩～」において、教育再生のための緊急対応として、「学校教育法の改正」をはじめとする教育 3 法の改正が提言された。

中央教育審議会において、これまでの審議の積み重ねの上に、教育再生会議の第一次報告も参考にしつつ、集中的な審議が行われ、答申「教育基本法の改正を受けて緊急に必要なとされる教育制度の改正について」が取りまとめられたことから、国会審議を経て平成 19 年 6 月に学校教育法が改正された。

学校評価の実施は、小学校設置基準などにより従来、努力義務が課されており、平成 18 年 3 月には「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」が示されていたが、改正された学校教育法においては、各種学校の目的及び目標の見直し等や副校長等の新たな職の設置などと並んで学校評価と情報提供に関する規定の整備が行われており、同法第 42 条で「小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない」とされ、学校評価の実施が義務づけられた。

平成 19 年 10 月には学校教育法施行規則において、i 自己評価の実施・公表、ii 保護者など学校関係者による評価の実施・公表、iii 自己評価結果・学校関係者評価結果の設置者への報告に関する規定が新たに設けられ、平成 20 年 1 月には文部科学省より「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」に代わる新たな「学校評価ガイドライン [平成 22 年改訂]」が示され、平成 20 年度より改正後の学校教育法に基づく学校評価が開始された。

イ. 学校評価の現行制度について

学校評価は、子どもたちがより良い教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すための取組であり、学校教育法第42条における「文部科学大臣の定めるところ」として学校教育法施行規則第66条以降において詳細が規定されている。

具体的には、同規則第66条において自己評価の実施・公表、第67条において保護者など学校関係者による評価の実施・公表、第68条においてそれらの評価結果の設置者への報告がそれぞれ定められている。すなわち、一方で、実施・公表が義務付けられている自己評価、他方で、学校関係者評価の実施・公表は努力義務として規定されている。

第66条

小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条

小学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条

小学校は、第66条第1項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

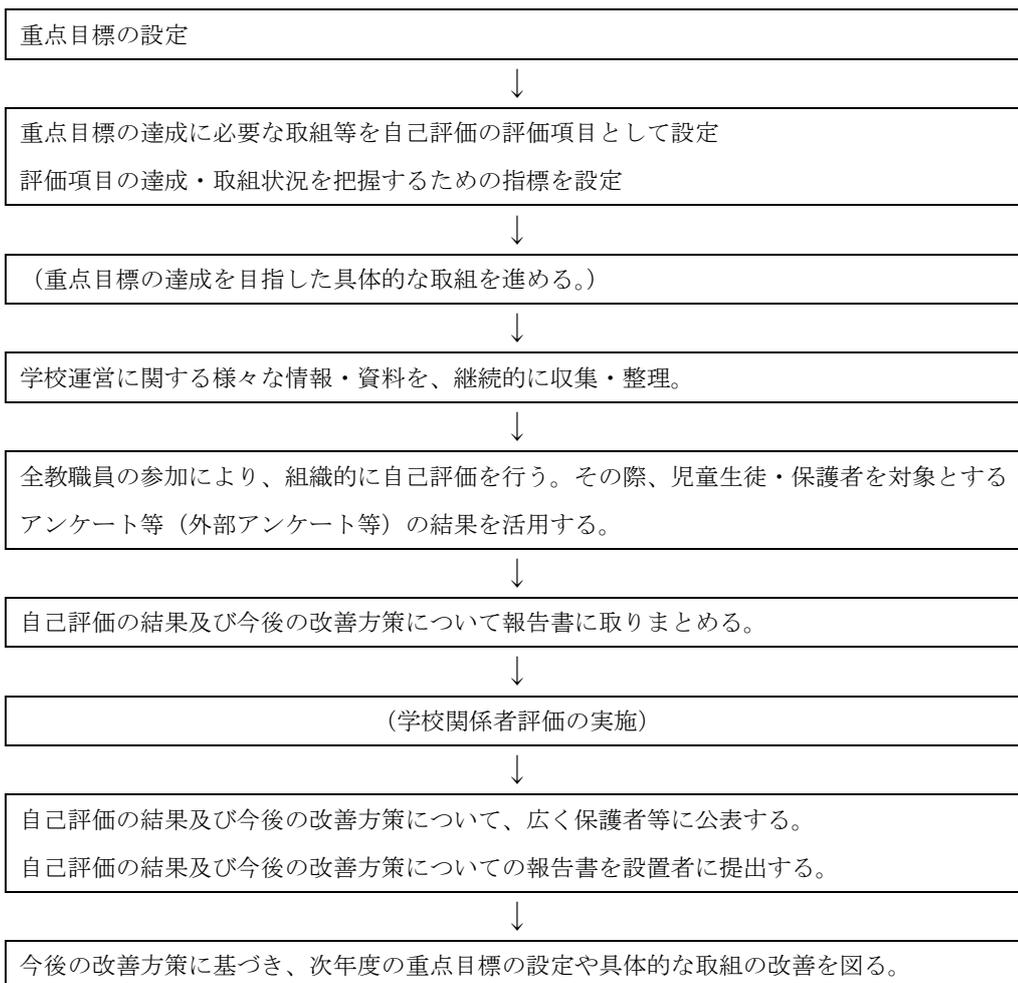
これらの規定は、幼稚園（第39条）、中学校（第79条）、高等学校（第104条）、中等教育学校（第113条）、特別支援学校（第135条）、専修学校（第189条）及び各種学校（第190条）にそれぞれ準用されている。

（ア）自己評価

自己評価については、学校教育法施行規則第66条に規定されており、文部科学省が公表している「学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕」によると、次のとおり説明されている。

自己評価は、学校評価の最も基本となるものであり、校長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価を行うものである。

自己評価の実施の流れは次のとおりである。



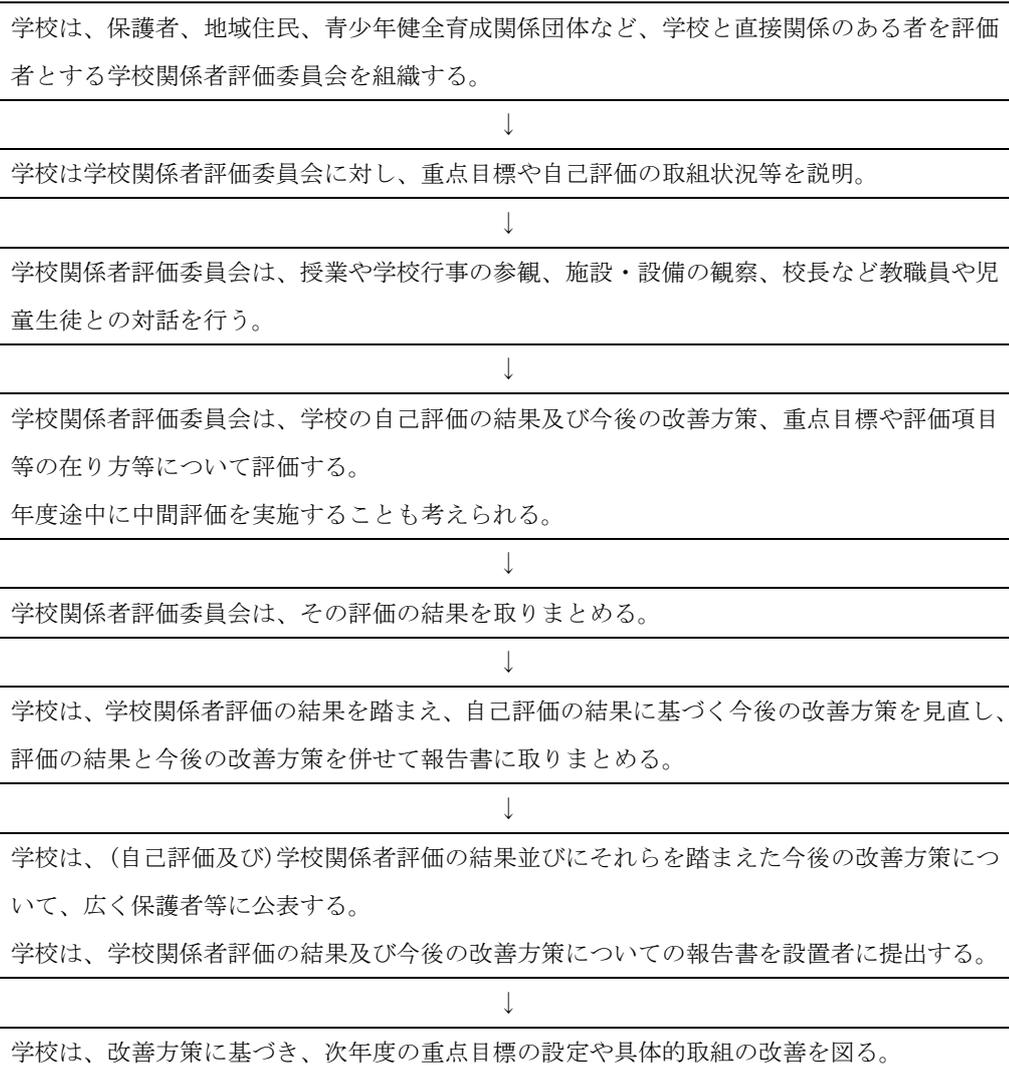
(イ) 学校関係者評価

学校関係者評価については、学校教育法第 67 条に規定されており、文部科学省が公表している「学校評価ガイドライン〔平成 22 年改訂〕」によると、次のとおり説明されている。

学校関係者評価は、保護者、学校評議員、地域住民、青少年健全育成関係団

体の関係者、接続する学校（小学校に接続する中学校など）の教職員その他の学校関係者などにより構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本として行うものである。

学校関係者評価の実施の流れは次のとおりである。



② 県立学校における学校評価

県は、学校教育法施行規則を受けて、県立高等学校管理規則・県立中学校管理規則・県立特別支援学校管理規則において、学校評価に係る「事項の実施については、教育委員会が別に定めるところによる」ことと定めており、「県立学校に係る学校評価の実施基準」を定めている。

「県立学校に係る学校評価の実施基準」の重要なポイントは次のとおりである。

ア. 学校評価の目的

学校評価は、児童生徒がより良い教育活動を享受できるよう、学校運営の改善と発展を目指し、次の目的で実施する。

- (1) 学校現場においてP D C Aサイクルによる教育活動の活性化を図り、組織的・継続的な改善を図ること。
- (2) 学校評価の過程で、授業公開や学校関係者評価を積極的に導入し、教育活動の状況を保護者や地域へ情報発信することにより、説明責任を果たすとともに、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。

イ. 学校評価の意義

- (1) 学校教育目標の設定・具体的方策の立案・自己点検・自己評価等を通して、教職員一人一人の果たすべき役割が明確化され、組織的な教育活動を充実・強化できる。
- (2) 教職員一人一人が持てる力を最大限に発揮し、能力開発に努めることにより、さまざまな教育課題に一層効果的に取り組むことができる。
- (3) 評価結果の公表を通して情報発信することにより、学校への信頼が高まるとともに、保護者や地域との連携が深まる。

ウ. 実施方法等

(1) 自己評価

ア 各学校は、重点的に取り組むことが必要な単年度の目標を具体的・明確に定め、その目標の達成に向けた評価項目・指標を精選して設定する。

イ 各学校は、評価項目・指標に基づき、目標の達成状況や取組状況を評価するとともに、その改善方策を検討する。

ウ 自己評価を行うに当たり、生徒、保護者、地域住民から寄せられた具体的な意見や要望、生徒による授業評価など、生徒・保護者を対象とするアンケート等の結果を活用する。

(2) 学校関係者評価

ア 保護者、地域住民等からなる学校関係者評価に係る委員会を設置する。

イ 学校関係者評価に係る委員会は、授業や学校行事の参観、施設・設備の観察、校長など教職員と生徒との対話等を行い、自己評価が適切

に行われたかどうか、学校運営の改善に向けた取組が適切かどうかなどを評価する。

ウ ～（中略）～ 保護者等を対象とするアンケートの実施のみをもって学校関係者評価を実施したと見なすことは適当でない。

エ. 公表

(1) 自己評価・学校関係者評価の結果と、それらを踏まえた今後の改善方策について広く保護者や地域住民等に公表する

(2) 日頃の取組など学校に関する情報を日常的・積極的に提供する

(3) 自己評価の結果公表は学校教育法施行規則による義務

オ. 活用

評価そのものが目的ではなく、その分析を踏まえた改善方策の検討・公表することで、PDCAサイクルによる学校運営の改善につなげるのが目的である

県は、この基準に基づき、前年度の学校評価の結果を踏まえた各県立学校の学校教育目標報告書を毎年度5月末までに提出させている。また、毎年度2月末までに学校評価を実施させ、その報告書を提出させている。

学校教育目標の設定に当たっては、「学校教育指導の指針」を踏まえて、学校経営、学習指導、生徒指導、キャリア教育の各領域の重点目標を必ず設定することを要求し、また、各学校の実態に応じて他の様々な領域からの設定を求めている。

このように学校関係者評価については、法令上は努力義務であるが、県においては基準によって全県立学校で実施されている。

③ 第三者評価

第三者評価とは、文部科学省が公表している「学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕」によると、次のとおり説明されている。

学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うものと位置付けられる。

第三者評価は、「学校が自ら学校運営を改善し、その教育水準の向上を図るとともに、適切に説明責任を果たして保護者や地域住民等の理解と参画を得て学校づくりを進めていくため、自己評価や学校関係者評価に加えて、第三者評価を導入することにより、学校評価全体の充実を図る」ことを趣旨とする。

第三者評価は、法令によって実施が義務付けられている自己評価や実施が努力義務となっている学校関係者評価に加えて実施する任意の評価である。「学習指導や学校のマネジメント等について専門性を有する者」や「各学校と直接の関係を有しない者」によって行われる評価であり、任意の評価であることから、「学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価を行うなど、地域や学校の実情等にに応じて、評価の実施体制は柔軟に対応する」ことができるものとされている。

県の県立学校に係る学校評価の実施基準においては、特に第三者評価について具体的な言及はされていないものの、県が実施した「平成 26 年度 学校評価に関するアンケート」においては、各県立学校から第三者評価の実施有無や第三者評価の実施阻害要因についての回答を収集している。

(2) 手 続

学校評価に係る事務の執行が、法令、条例及び関連規則等に基づき、適正に実施されているかどうかを確かめるため、次の監査手続を実施した。

- i 平成 26 年度の学校評価実施報告書を査閲し必要な質問等を行った。
- ii 県立学校への往査時において、校長や教頭等に必要と認めた質問を行った。
- iii 学校評価の公表状況について、ウェブサイトや広報誌の閲覧を行った。
- iv 往査対象校に対して必要と認めた照会を行った。
- v 所管課である指導課、特別支援教育課へ必要と認めた質問を行った。

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることにする。

① 学校評価の実施について

監査の実施に当たり、県立学校に対して学校評価の実施に関する統一的なアンケートの実施を行った。アンケートの主な実施結果については次のとおりであった。

【学校評価に関するアンケートの実施結果】

分野	アンケート項目	「はい」の割合	
		高等学校	特別支援学校
目標設定	学校教育目標設定報告書（第1号様式）の原案は、校長先生が中心になって直接作成されているか？	99.1%	96.2%
評価手段	生徒による授業評価を実施しているか？	98.2%	69.2%
	生徒による先生評価を実施しているか？	64.9%	50.0%
	保護者による授業評価を実施しているか？	86.5%	96.2%
	保護者による先生評価を実施しているか？	57.7%	57.7%
	学校関係者評価を実施しているか？	98.2%	96.2%
公表	学校教育目標設定報告書の内容は公表されているか？	79.3%	57.7%
	自己評価結果及び学校関係者評価の結果はホームページ等で公表されているか？	87.4%	73.1%
	学校評価実施報告書は公表されているか？	55.9%	30.8%
	学校評価の結果に対する改善方策は公表されているか？	52.3%	80.8%

注：回答が得られた高等学校 111 校、特別支援学校 26 校を対象として、未回答の設問についても母集団に含めて集計している。

以上のアンケート結果を精査し、現場往査の対象となった県立学校の学校評価の実施状況を中心に次のような改善点等を述べることとする。

ア. 目標設定について

学校評価を行うに当たっての目標設定は、P D C AサイクルのP (Plan) に相当する重要な要素である。各県立学校は県立学校に係る学校評価の実施基準に従い毎年度5月末までに学校教育目標設定報告書（様式1）及び学校評価年間計画書（様式2）を作成し、所管課に提出している。

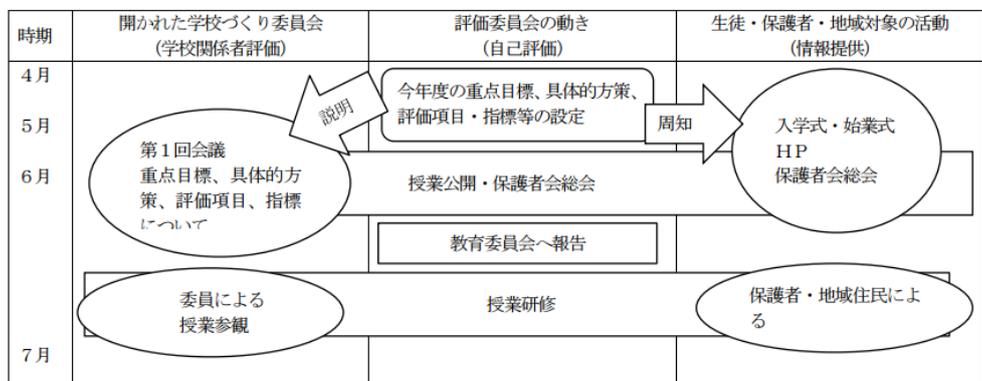
例えば、現場往査対象の県立学校である船橋古和釜高等学校を例に、「学校教育目標設定報告書」及び「学校評価年間計画書」の実際の作成・公表例を次のとおり掲載する。

【千葉県立船橋古和釜高等学校の例（抜粋）】

平成26年度 学校教育目標設定報告書

領域	重点目標	具体的方策 (具体的な取組, 手立て)	評価項目・指標 (評価方法・評価基準)
学校経営	1) 平成27年度地域連携アクティブスクール実施に向けた準備 2) 若手教員の育成 3) 安全・安心な学校づくり 4) 不祥事ゼロの学校づくり	①入学者選抜方法等の変更(6月まで) ②新教育課程の決定(6月まで) ③地域連携教育の充実(大学・商工会議所等) ④制服の改訂(7月まで) ⑤学校PRの工夫 ⑥定期的なHPによる情報発信 ⑦定期的な安全点検の実施 ⑧学校安全計画及び危機管理対応マニュアルの工夫・改善 ⑨職員の資質向上のための研修の実施	①・②アクティブスクール準備委員会・教育課程検討委員会の連携と定期的な開催による決定状況 ③大学生による授業サポートの試みと、インターシップの拡充 ④制服検討委員会の定期的な開催 ⑤1学年生徒の出身中学校別メッセージの作成 ⑥HP更新回数及び地域への閲覧回数 ⑦学校独自の学校安全点検確認表の作成と月1回の安全点検及び改善率 ⑧危機管理対応マニュアルの作成と配布 ⑨職員による学校評価アンケート
学習指導	1) 基礎基本指導の徹底 2) 楽しくわかる授業の実践	①マナトレを1学年では国語・数学・英語で実施し、11月に認定試験を実施する ②独自の常用漢字テストの実施 ③成績不振者に対するスタディサポートを設定し、欠点保有者の減少を目指す ④授業公開の実施 ⑤生徒による授業評価の実施	①マナトレ認定試験合格者状況の把握 ②常用漢字テストの実施(年7回)と結果の把握 ③実施状況と、欠点保有率の推移 ④校内授業研修週間(年1回)、と授業公開(年2回)の実施 保護者・教職員による授業評価アンケートの結果の把握 ⑤生徒による授業評価アンケートの結果の把握 学校評価による生徒の学習意欲の変化の把握

平成26年度 学校評価年間計画書



ここで掲載した学校教育目標設定報告書は、学校経営・学習指導・生徒指導・キャリア教育・その他、各県立学校が識別した領域について、重点目標を定め、目標を達成するための具体的方策に落とし込むとともに、評価項目・指標を記す形式となっている。一方、学校評価年間計画書は、学校評価の実施に係る年間スケジュールを図式化した資料となっている。

そこで、各県立学校から所管課に提出された平成26年度の学校教育目標設定報告書を閲覧した結果、次のような検出事項があり、改善を要するものとして記載する。

(ア) 評価項目・指標について（意見）

各県立学校の学校目標設定報告書等の作成に当たり、所管課は「平成 26 年度学校教育目標設定報告書及び学校評価年間計画書作成上の留意事項」（以下、「計画上の留意事項」という。）を各県立学校に提示している。その中で、「評価項目・指標」については文部科学省「学校評価ガイドライン〔平成 22 年改訂〕」の 47 頁から 52 頁を参考とし、具体的方策の取組状況や達成状況を評価できるような指標を記入することとされている。また、必ず設定すべき評価項目・方法として以下の項目を指定している。

【設定が必須となっている評価項目・方法】

領域	評価項目・方法
学校経営	ホームページの掲載内容と更新状況
学習指導	生徒による授業評価アンケートの結果 校内研究授業・研修会の実施回数とその状況
生徒指導	生徒理解のための工夫・取組の状況 (例 個人面談、生徒アンケート等)
キャリア教育	ガイダンス機能を充実するための工夫・取組の状況 (例 進路説明会、個人面談、教員研修会等)

実際に各県立学校が作成した学校教育目標設定報告書においては、採用した評価項目・指標の数は学校により様々であったが、この表に示された必須項目である学校経営の領域を一例とすると、生徒や保護者によるアンケートの結果や開かれた学校づくり委員会による学校評価を評価項目・指標とする県立学校が多く見られたものの、中には「学校の教育活動について保護者・地域の理解を深める」ことを重点目標として「ホームページの掲載内容と更新状況」のみを評価項目・指標に掲げる県立学校も存在した。

他方、「学校評価ガイドライン〔平成 22 年改訂〕」の 47 頁から 52 頁に記載されている項目には、学校経営の領域に該当すると考えられる評価項目として、以下の例示が含まれている。

■ 組織運営

- ・校長など管理職の教育目標等の達成に向けたリーダーシップの状況、また、他の教職員からの信頼の状況
- ・校務分掌や主任制等が適切に機能するなど、学校の明確な運営・責任体制の整備の状況

- ・職員会議等の運営状況
- ・学校の財務運営の状況（県費、市費など学校が管理する資金の予算執行に関する計画、執行・決算・監査の状況等）
- ・勤務時間管理や職専免研修の承認状況等、服務監督の状況
- ・各種文書や個人情報等の学校が保有する情報の管理の状況、また、教職員への情報の取扱方針の周知の状況
- ・学校運営のための諸事務等の情報化の状況

■ 教育目標・学校評価

○教育目標の設定と自己評価の実施状況

- ・児童生徒や学校の実態、保護者や地域住民の意見や要望を踏まえた学校としての目標等の設定の状況
- ・学校の状況を踏まえ重点化された短(中)期の目標等の設定の状況
- ・目標等を踏まえた自己評価の評価項目の設定の状況
- ・自己評価が年に1回以上定期的に実施されているかなど実施の状況
- ・自己評価の結果の翌年度の目標等の改善への活用状況
- ・全教職員が評価に関与しているかなど体制の状況
- ・外部アンケート等の実施と自己評価への活用状況
- ・授業など学校に対する評価が実施されている場合、評価を行った児童生徒・保護者の匿名性の担保への配慮の状況
- ・自己評価の結果の設置者への報告の状況
- ・(データ等)学校の目標・計画等

○学校関係者評価の実施状況

- ・「外部アンケート等」を除き、保護者その他の学校の関係者による主体的・能動的な評価が年に1回以上定期的に実施されているかなど実施の状況
- ・学校関係者評価が自己評価の結果を踏まえたものとなっているかなどの状況
- ・学校関係者評価のための組織（学校関係者評価委員会のほか、学校評議員や学校運営協議会等の既存の組織を活用する場合を含む）の構成等の状況
- ・学校関係者評価の評価者の構成の状況（保護者が含まれているか、など）
- ・学校関係者評価の結果の翌年度の目標等の改善への活用状況
- ・学校関係者評価の結果の設置者への報告の状況

○学校に対する児童生徒・保護者の意見・要望等の状況

- ・児童生徒・保護者の満足度の把握の状況
- ・教育相談体制の整備状況、児童生徒・保護者の意見や要望の把握・対応状況
- ・授業など学校に対する評価が実施されている場合、評価を行った児童生徒・保護者の匿名性の担保への配慮の状況

- ・(データ等)児童生徒・保護者による授業などに関する評価の結果

■ 情報提供

- ・学校に関する様々な情報の提供状況
- ・学校公開の実施の状況
- ・児童生徒の個人情報の保護の状況
- ・学校評価（自己評価・学校関係者評価等）結果の公表状況
- ・学校便りや学級便りの発行など、主として保護者を対象とした情報の提供状況
- ・情報提供手段として、ホームページを活用するなど、広く周知するための工夫の状況

「ホームページの掲載内容と更新状況」は、学校の情報提供に関する取組を示す評価項目として重要な要素の一つではあると考えられる。しかし、学校経営の領域において「ホームページの掲載内容と更新状況」を必須としたことに影響を受けて、「学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕」の47頁から52頁を参考とし、具体的方策の取組状況や達成状況を評価できるような指標を記入する」とした県教育委員会の趣旨を十分に理解していない県立学校があるのではないかと懸念される。

したがって、各県立学校の目標設定や評価項目・指標の設定に関して、所管課から通知される計画上の留意事項は重要な拠り所となっている。必ず設定すべきとした評価項目・方法の内容や項目数の適正性や「作成例」の記載充実も含め、各県立学校がより適切に評価項目や指標を設定できるよう指導を深化されることを要望する。また、各県立学校においては、上記の項目について「具体的方策の取組状況や達成状況を評価できるような指標」を設定されるよう要望する。

(イ) 評価方法・評価基準について（意見）

各県立学校が学校教育目標設定報告書において取り上げた評価項目・指標に関し、「評価項目・指標（評価方法・評価基準）」の記載において、多くの県立学校では評価項目や指標のみを列挙しており、具体的な評価方法や評価基準にまで踏み込んだ記載をしている県立学校は少数であった。

学校目標設定報告書の例示として掲載した古和釜高等学校を一例とすると、「学校経営」の領域において、「⑥HP更新回数及び地域への閲覧回数」という評価項目・指標が掲げられているが、重点目標を達成するために、具体的にホームページを年度中に何回以上更新すれば良いと考えているのか、また、何

回以上の閲覧があれば良いと考えているのかについては触れられていない点である。あるいは、「⑨職員による学校評価アンケート」という評価項目・指標については、重点目標を達成するために職員による学校評価アンケートを単に実施すれば良いという考えで評価項目・指標を定めたのか、それとも予定するアンケート項目について、一定以上の結果を達成したいという趣旨で評価項目・指標を定めたのか判然としない点である。

他方で、評価項目・指標について具体的な評価方法・評価基準にまで踏み込んで簡潔に記載している県立高等学校の例（生浜高等学校）も存在した。

【千葉県立生浜高等学校の例（抜粋）】

（第1号様式）

平成27年度 学校教育目標設定報告書

学校番号 12

学校名 千葉県立生浜高等学校

課程名 全日制の課程

領域	重点目標	具体的方策 (具体的な取組、手立て)	評価項目・指標 (評価方法・評価基準)
学校経営	1 全日制と三部制定時制のそれぞれの特性と、全・定併置校としての利点を活かした学校づくりを推進する。 2 保護者・地域から信頼される学校を目指し、生徒一人一人の能力・適性を伸ばし、社会に貢献できる規律正しい人間性豊かな活動的生徒を育成する。	①分掌・年次で、全定一体の会議を効果的に実施し、重点目標・具体的取組や情報の共有化を図る。将来像を見据えた三部制検討委員会の充実を図る。 ②地域行事・就職先企業や中学校訪問を実施し、学校の特徴を公表し理解を図る。ホームページの内容の充実と「生浜NOW」を筆頭に更新頻度を増やし、周知に努める。 ③袖ヶ浦特別支援学校・生浜西小学校との交流を継続・充実させるとともに、地域活動や地域防犯にも協力する。	①重点目標や具体的取組を明確にできたか。その成果は十分であったか。アンケート評価で90%以上の肯定的回答を目指す。 ②毎日のホームページ更新を継続し、保護者の情報提供に関する肯定的評価を80%以上にする。 ③袖ヶ浦特支と生浜西小との交流を例年以上に活性化。地域活動として美化運動を実施する。
学習指導	1 生徒の興味・関心・意欲を喚起するとともに、基礎学力の向上と定着を図る。 2 生徒の実態に応じた授業改善を図り、分かる授業を展開する。	①教科科目ごとに、定着させるべき基礎・基本を厳選、徹底指導し基礎学力を向上させる。SHR を利用し複数の教員でマナトレを実施することで、基礎学力の定着を図る。 ②数学、英語において習熟度別授業、少人数授業を実施し、個に応じた指導に一層努める。 ③生徒の積極性や能動性を引き出す授業を行うための工夫と検討を行う。また、授業公開や相互の授業研究、管理職による授業観察及び面談、教員・生徒・保護者・地域による授業評価を行う。	①生徒アンケートの「授業の内容が理解できる」の肯定的評価を90%以上にする。 ②職員、生徒の「授業の取組態度」への肯定的評価をそれぞれ85%以上にする。 ③授業公開、観察の回数を年間3回以上とする。 「授業における教材の利用・積極的なコミュニケーション・進捗等」に関する生徒の肯定的評価を90%以上にする。

このように、「評価項目・指標（評価方法・評価基準）」の記載状況について、県立学校による記載水準の差が見られる点について所管課に照会したところ、目標値のようなものの記載は特段要求していないということであった。

この点、文部科学省の審議会である学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議により設置された学校評価の在り方に関するワーキンググループ（以下、「学校評価WG」という。）が平成24年3月に公表した「地域とともにある学校づくりと実効性の高い学校評価の推進について（報告）」（以下、「WG報告」という。）によると、「学校評価における目標が抽象的であったり、何をいつまでに行うかが不明確であったり、達成不可能な内容を掲げた

りして、教育活動その他の学校運営の状況を的確に評価できていない学校がある」との報告がなされている。

千葉県に関しては、県立学校全般においてWG報告で指摘するような状況にあるということをごここで述べているものではない。しかし、平成26年度の学校教育目標設定報告書により報告されている評価方法・評価基準の記載水準で判断する限りにおいては、学校評価の実効性を高めるために記載の見直しを図っていく余地が高いものと考えられる。

したがって、目標設定における評価方法・評価基準の定めは、その達成状況について自己評価の中で分析・総括させるために極めて重要な要素である。重点目標に対する具体的方策は多岐にわたることから、必ずしも数値的測定が可能な項目ばかりではないとは考えられるが、それぞれの方策について具体的な評価方法や評価基準に踏み込んで記載するよう、各県立学校に対する指導を深化されることを要望する。

また、各県立学校においても、それぞれの方策について具体的な評価方法や評価基準に踏み込んで記載するよう要望する。

イ. アンケートの実施について

学校評価の最も基本となる自己評価を行うに当たっては、「児童生徒や保護者、地域住民を対象とするアンケートによる評価や、保護者等との懇談会を通じて、授業の理解度や保護者・児童生徒がどのような意見や要望を持っているかを把握することが重要」（「学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕」）とされている。アンケートは目標等の設定・達成状況や取組の適切さ等について評価するための重要な手段となる。県立学校においても、アンケートの実施が自己評価の基礎材料となっており、なかでも生徒によるアンケートは大半の県立高等学校で行われているほか、保護者によるアンケートや職員によるアンケート、地域の方々によるアンケート等が各県立学校の主体的な判断の上で行われている。

各県立学校が実施しているアンケートの質問項目はおおむね類似しており、生徒によるアンケートについては、授業、生活指導、進路指導、部活動に関する項目のほか、入学して良かったかどうか等の質問項目を取り上げている県立学校が多く見られる。他方、保護者によるアンケートについては、生徒によるアンケートにおいて取り上げている項目のほか、教育目標や設備に関する質問項目を取り上げる県立学校が多く見られた。

そこで、監査過程において往査対象とした18校において、アンケートの実施に関連して照会を行ったところ、次項のとおりのお返事であった。

(ア) 授業ごとアンケートの実施について（意見）

往査対象県立学校の18校に対する照会の結果、授業実施者ごとのアンケートを実施していると回答した県立学校は半数の9校であり、アンケート結果についてはおおむね何らかの手段にて教員に伝えられていることが分かった。他方、9校については授業実施者ごとのアンケートを実施していないという回答であった。

授業実施者ごとのアンケート実施は、単に学校評価における自己評価の基礎材料となるだけでなく、人事評価にも活用し得る重要な取組であると考えられる。県立学校の事情によっては特別支援学校など授業実施者ごとのアンケートを実施することは困難であることも推測されるが、一般の高等学校など授業実施者ごとのアンケート実施が可能と考えられる県立学校については、授業実施者ごとのアンケート実施を一層普及させて、生徒等からの評価を適切に授業の方法の改善に活かすとともに、教員の人事評価にも活用されることを要望する。

併せて、授業実施者ごとのアンケートの実施結果の活用は授業改善と人事評価の面でも参考にすることができる要素があることから、教育委員会としても、各県立学校に対する指導を深化されることを要望する。

(イ) 生徒等から徴取した意見に対する対応状況の公表について（意見）

各県立学校が実施しているアンケートは、大半の学校において、意見を自由に記載できる欄を設けるなどの形式を採っており、生徒や保護者などから広く意見を徴するよう努めている様子が伺える。他方、徴取した意見について対応状況まで含めて公表しているケースは半数程度に限られた。また、一部の県立学校では、ホームページにおける公表において、アンケート結果の否定的な回答に対する対応策については触れず、肯定的な回答比率を掲載する事例（例：館山総合高等学校）も見られた。

このような自由記載の意見について内容や対応状況を公表することはPDCAを機能させる観点から重要であり、より多くの県立学校が取り組まれることを要望する。また、「県立学校に係る学校評価の実施基準」においても「評価そのものが目的ではなく、その分析を踏まえた改善方策の検討・公表することで、PDCAサイクルによる学校運営の改善につなげることが目的」とうたっていることから、過年度のアンケート結果を踏まえた改善状況についてアンケート項目に含めるなど、毎年のアンケート実施が継続的な改善活動の実施に繋がるような仕組みを創るよう要望する。

併せて、教育委員会としても、徴取した意見の対応策まで公表するよう、各県立学校に対する指導を深化されることを要望する。

【学校評価アンケートの実施にかかる照会結果】

学区	県立学校名	授業毎のアンケート実施について		生徒、保護者又は教職員によるアンケートの中で		
		個別の授業ごとにアンケートを実施しているか？	授業担当教員にどのように伝えているか？	意見を自由に記載する欄を設けているか？	その内容は公表しているか？	その対応状況を公表しているか？
第1学区	千葉女子高等学校	○	本人集計	○	職員	×
	京葉工業高等学校	×	—	○	○	一部
第2学区	船橋高等学校	○	文書	○	要約	PTA
	船橋古和釜高等学校	○	文書	○	○	○
第3学区	野田特別支援学校	×	—	○	一部	一部
	関宿高等学校	○	文書	○	○	×
第4学区	下総高等学校	×	—	○	×	—
第5学区	銚子商業高等学校	○	文書	○	職員	開かれた学校づくり委員会
	銚子特別支援学校	×	—	○	×	×
	旭農業高等学校	×	—	○	×	職員
第6学区	東金特別支援学校	×	—	○	○	○
	大網高等学校	×	—	×	—	—
第7学区	茂原樟陽高等学校	○	—	○	○	○
第8学区	長狭高等学校	○	文書	○	○	○
	安房拓心高等学校	○	教科ごとデータ共有	○	—	—
	館山総合高等学校	×	—	○	○	×
第9学区	木更津高等学校	○	文書	○	○	○
	鶴舞桜が丘高等学校	×	—	○	○	—

注：「—」は該当なし、又は無回答を示す。

ウ. 自己評価について

教育委員会の所管課が各県立学校に提示している「平成 26 年度学校評価実施報告書作成上の留意事項」（以下、「作成上の留意事項」という。）によると、自己評価の結果について「生徒の具体的な変容が明らかになるように・・・（中略）・・・前年度との変化等を可能なかぎり数値で記入する」よう求めている。記入例によると、自己評価の結果に関する前年度との比較には次のようなものが掲げられている。

【作成上の留意事項の「記入例」に取り上げられている数値的指標】

領 域	指 標
学 校 経 営	ホームページの更新回数
学 習 指 導	授業に対する満足度、研究授業の実施回数
生 徒 指 導	遅刻者の延べ人数 パーソナル・アドバイザーの利用の延べ人数
キャリア教育	説明会の実施回数

そこで、実際に各県立学校が作成し提出している「平成 26 年度 学校評価実施報告書」を閲覧したところ、数値による前年度比較が十分になされていない事例のほか、そもそも数値を用いた自己評価を行っていない事例も散見された。

【例：館山総合高等学校の場合】

領 域	自 己 評 価 の 結 果 (達成状況、結果の分析)
学 校 経 営	① 8 月に小学生を対象とした水産教室や、11月に中学生を対象とした学校開放講座「和に親しむ（家庭科教室）」を実施し、好評を得た。 ② ホームページでは本校の特徴である各専門学科の活動や学校行事を中心に、写真で生徒の活動の様子を発信した。また、千葉県実習船「千潮丸」の動静を、リアルタイムに情報発信した。 ③ 情報セキュリティや不祥事防止に関する研修を取り入れて実施した。

【例：鶴舞桜が丘高等学校の場合】

領 域	自 己 評 価 の 結 果 (達成状況、結果の分析)
学 校	① ホームページについては、各行事毎に画像や記事も多く取り入れ随時更新できた。

経 営	<p>②進路決定率は概ね良好である。1年次からの継続的な指導の結果である。また、新教育課程、学校設定科目の具体的な内容についてもまとめることができた。</p> <p>③農業や情報処理、ボランティア活動など、地域や公共機関と連携した活動を実施し好評であった。</p> <p>④授業や研修を通じて、風の丘分校と本校の職員を中心に交流と協力も深まった。</p>
--------	---

県立学校への往査において、校長や教頭といった実際の学校評価において重要な役割を果たしている管理職に対する質問手続を通じて、いくつかの問題点が浮かび上がった。

すなわち、i 学校評価そのものは年度が終了する以前の毎年2月に行わなければならない、評価指標としての数値をどのように算定すべきか明確でない点（例えば出席率など）や、ii 前年度の数値と当年度の数値を比較するにも年度途中の実績を比較することになり比較対象の期間等のベースが異なることから純粋に比較することができない（例えば、ホームページのアクセス数など）点などである。

県立学校によっては、独自に評価点数を定めている事例（例：旧岬高等学校）など各県立学校による創意工夫が見られるが、全体として、自己評価の結果に関する数値を用いた前年度比較の状況にはかなりのバラツキ（偏差）が見られる。作成上の留意事項が「前年度との変化等を可能なかぎり数値で記入する」とした所管課の指示が十分に吟味されているとは言い難い状況であった。

所管課によると、数値を記入させることの趣旨は、前年度実績を基礎とした数値目標を定め、その達成状況について自己評価の中で分析・総括させることにあるとしている。しかし、各県立学校の現状として自己評価の質的な担保が十分ではない懸念がある。以上の状況を踏まえて、以下の2点について意見を述べる。

（ア）採用数値の測定について（意見）

年度内に完結させる学校評価の仕組み上、重要な目標値については年度を通じた目標値とは別に、例えば12月末現在での目標値を定める等の一定の配慮が望まれるところであるが、これまで所管課は記入例による案内のほかは具体的な指示を行ってこなかったとしている。所管課が「前年度との変化等を可能なかぎり数値で記入する」とした趣旨を尊重し、一層有意義な自己評価とするためには、採用する数値指標や数値の具体的な測定方法について、実態に合ったより具体的な指示や提案を行われることを要望する。

(イ) 目標値について（意見）

そもそも、「前年度との変化等を可能なかぎり数値で記入する」という所管課からの指示は、主に前年度を基礎とした改善状況を数値的にモニタリングしていくという趣旨であるが、「ア 目標設定について」においても触れているとおり、年度の最終局面において行われるべき評価（＝Check）は、年度当初の目標との対比により行われるべきである。前年度の実績は、年度当初の目標を定める上でも、また、当年度の実績を評価する上でも大いに参考にはなるものの、前年度との比較を行うだけでは年度当初に定めた重点目標に対する達成状況を評価することはできない。

「作成上の留意事項」には「年度始めに掲げた具体的方策について、定められた評価項目・指標に基づき、その達成状況や結果を」分析する旨の説明がなされており、「前年度との変化等」という表現中の「等」には目標値という趣旨を当然に含んでいるとは考えられるものの、特に定量的に測定可能な目標に対する達成状況について、数値での記入を行うよう、より明瞭に指示されることを要望する。

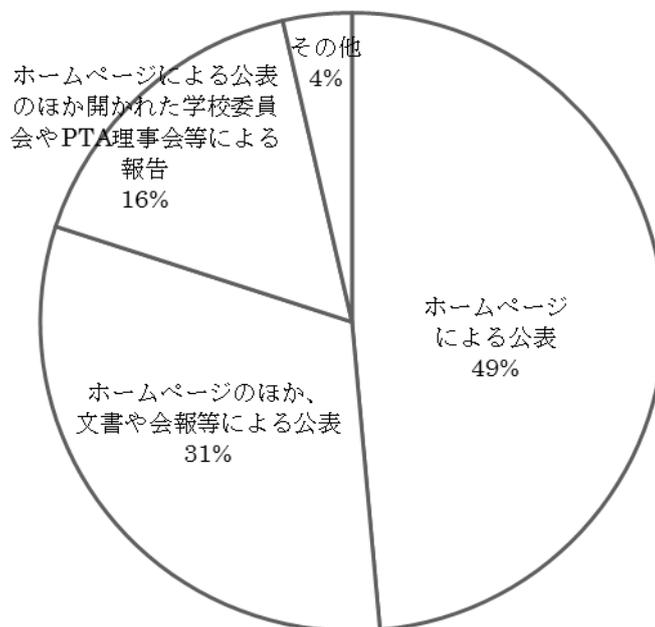
② 学校評価の公表について（指摘）

学校評価は、学校教育法施行規則第 66 条において「自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定められており、「学校評価ガイドライン〔平成 22 年改訂〕」においても、「自己評価の結果の公表に当たっては、単に外部アンケート等の結果を公表するのではなく、（中略）学校として組織的に P D C A サイクルにより自己評価を実施し、その結果を「学校の自己評価の結果」であることを明らかにして公表する」こととされている。

また、県立学校に係る学校評価の実施基準においても、「自己評価・学校関係者評価の結果と、それらを踏まえた今後の改善方策について広く保護者や地域住民等に公表する」こととされている。

そこで、学校評価の公表状況について「平成 26 年度 学校評価実施報告書」における各県立学校の回答状況は次のとおりであった。

学校評価の公表手段についての回答状況



注：各県立学校が作成した「平成 26 年度 学校評価報告書」（母集団：140 校）内における「学校評価の公表について」に関する回答内容について、外部監査人が、類似する回答を集約し集計した。

この回答結果によれば、全ての県立学校がホームページ（ウェブサイト）による公表を行ったか、又は行う方針であることが明らかとなった。また、約 3 割の県立学校においては、保護者向けの文書通知や会報への要約掲載などの方法により公表を行っていることが明らかとなった一方で、全体の約半数の県立学校についてはホームページ（ウェブサイト）による公表以外の公表手段について触れられていなかった。

全ての県立学校がホームページによる公表を行ったか、又は行う方針であることから、今回、往査対象とした 18 校について、学校評価のホームページにおける実際の公表状況を確認したところ次のとおりであった。

【学校評価のホームページにおける公表状況】

学区	県立学校名	生徒による アンケート結果	保護者による アンケート結果	職員による アンケート結果	地域の方々による アンケート結果	学校教育目標設定報告書	学校評価実施報告書
第1学区	千葉女子高等学校	✓	✓	✓			
	京葉工業高等学校	✓	✓	✓			
第2学区	船橋高等学校	✓	✓		✓		
	船橋古和釜高等学校	✓	✓	✓		✓	✓
第3学区	野田特別支援学校		✓				
	関宿高等学校	✓	✓	✓			✓
第4学区	下総高等学校	✓	✓	✓		✓	✓
第5学区	銚子商業高等学校	✓	✓	✓	✓		✓
	銚子特別支援学校		✓				
	旭農業高等学校						✓
第6学区	東金特別支援学校	✓	✓	✓			
	大網高等学校	✓	✓	✓		✓	✓
第7学区	茂原樟陽高等学校	✓	✓	✓		✓	✓
第8学区	長狭高等学校		✓	✓		✓	✓
	安房拓心高等学校	✓	✓	✓		✓	✓
	館山総合高等学校	✓	✓	✓			
第9学区	木更津高等学校	✓	✓	✓		✓	✓
	鶴舞桜が丘高等学校	✓	✓	✓		✓	✓

注：各アンケート結果については、結果に対する独自の考察を公表しているケースも含んでいる。

各県立学校とも、実施したアンケートについてのアンケート結果（集計結果）や結果に伴う考察を公表する傾向が見られるが、「自己評価の結果」が記載された「学校評価実施報告書」の公表を確認できたケースは18校中11校(61%)に限られた。

次に示すホームページ上の公表事例は、学校のホームページ上でアンケート結果の公表をもって学校評価の公表としている事例である。

【ウェブサイトによる学校評価公表（アンケート結果の公表のみ）の実例】

The screenshot shows the official website of Keio Industrial High School. The header includes the school's logo and name: 千葉県立 京葉工業高等学校. Below the header is a navigation menu with items: ホーム, 高校案内, 学科紹介, 学生生活, 受験生の方へ, and 在校生向けコンテンツ. The main content area is titled '学校評価アンケートのページ' and contains the following text: '京葉工業高校では毎年、生徒・保護者・教職員・学校関係者向けに学校評価アンケートを実施しています。' Below this text is a list of survey results for the years 2021, 2022, 2023, and 2024, with the 2024 result marked as 'NEW!'.

「学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕」においては、「単に外部アンケート等の結果を公表するのではなく…（中略）…学校として組織的にPDCAサイクルにより自己評価を実施し、その結果を「学校の自己評価の結果」であることを明らかにして公表する」と記載されている。単に外部アンケート等の結果を公表するだけでは学校評価の公表としてガイドラインに従ったものとは言えない。また、県立学校に係る学校評価においても、「自己評価の結果公表は学校教育法施行規則による義務」と明記しており、自己評価の結果公表を伴わない公表のあり方は県立学校に係る学校評価の実施基準に反するものである。

学校評価が義務化されてから既に5年以上が経過しているにもかかわらず、学校評価の公表について、法令の規定の趣旨やガイドラインの記載内容に沿わない事例が数多く散見されるのは、i 学校評価の制度趣旨について、各県立学校の校長や教頭などの管理職における理解不足や方針の相違等があること、ii 教育庁の所管課は様式を定めて学校評価の状況について各県立学校から報告徴収しているが、学校評価の実態についての精査が十分でなかったことから、法令の規定の趣旨やガイドラインの記載内容に沿わない事例を見逃していたこと等に要因があるのではないかと考えられる。したがって、学校評価の公表のあり方について、法令の趣旨やガイドラインの記載内容に従って、学校評価に係る情報の外部公表方法の事例を早急に検証し、各県立学校への周知徹底を図られたい。

なお、学校評価の公表に関する千葉県の状況を近隣他都県と比較すると次のとおりであった。

【近隣都県における学校評価の公表状況】

区分	千葉県	埼玉県	東京都	神奈川県
学校評価の仕組みの公表	-	県教育委員会のホームページにおいて、学校自己評価システムシートの様式や学校自己評価例規を公表している。	都教育委員会のホームページにおいて、学校経営シートの様式や「学校経営計画」の趣旨や内容について公表している。	-
学校評価の公表	各県立学校はホームページや広報誌等で公表しているが、アンケート結果の公表に過ぎず、本来の学校評価の公表に至っていないケースが散見される。	各県立学校は、様式に従い作成した自己評価システムシートをそのまま公表している。	各都立学校は、「経営報告」という呼称で自己評価の結果を公表している。また、都教育委員会のホームページでも集中的に公表されていることから、網羅性も担保されると見受けられる。	各県立学校の学校目標は、開かれた学校づくりの一環として県教育委員会のホームページにおいて公表している。各県立学校のホームページにおいて目標と評価が公表されている。
学校関係者評価の公表	各県立学校次第となっている。	○	-	○

注：他都県における公表状況は関連ホームページの閲覧により理解した範囲において記載している。

千葉県の学校評価の公表に関する取組状況は、法令上の要請から各県立学校が公表しなければならないという点に関して、形式的に各県立学校から報告書として徴取していることに特徴がある。しかし、近隣都県の取組と比較すると更に改善する点が少なくないようにも考えられる。

文科省のウェブサイトにおいては、「教育委員会における学校評価の取組事例」の紹介が一般にも閲覧することができることから、近隣都県の事例に限らず、他団

体の事例を参考にしつつ、学校評価の公表について、より保護者や地域の方々からの理解と連携を促す工夫を図られるよう要望する。

③ 学校関係者評価の実施について

ア. 県立学校における各種取組について（説明）

教育委員会は、安全・安心で地域に信頼される学校づくりを推進するために、学校運営協議会設置校（コミュニティ・スクール）を除く全ての県立学校に「開かれた学校づくり委員会」を設置している。地域住民や保護者等の中から校長が推薦した者が委員となり、以下のような取組を行っている。

- ・ 学校運営上の課題解決に向けた検討
- ・ 地域との交流や教育力向上の取組の検討
- ・ 学校関係者評価の実施
- ・ 県内 1000 か所ミニ集会等の企画・運営
- ・ 学校や地域の実情に応じた活動の検討

【平成 26 年度 開かれた学校づくり委員会の平均的な委員構成】

委員構成 学校	教育 関係	医療 関係	育成 福祉関係	地域企業 自治会・住民	PTA 関係	同窓会 関係	その他	合計
高等学校	2.5 人	0.1 人	0.7 人	2.4 人	1.7 人	0.7 人	0.2 人	8.3 人
特別支援学校	2.2 人	0.4 人	2.6 人	1.5 人	1.2 人	0.2 人	0.1 人	8.2 人

注：校長を除く。

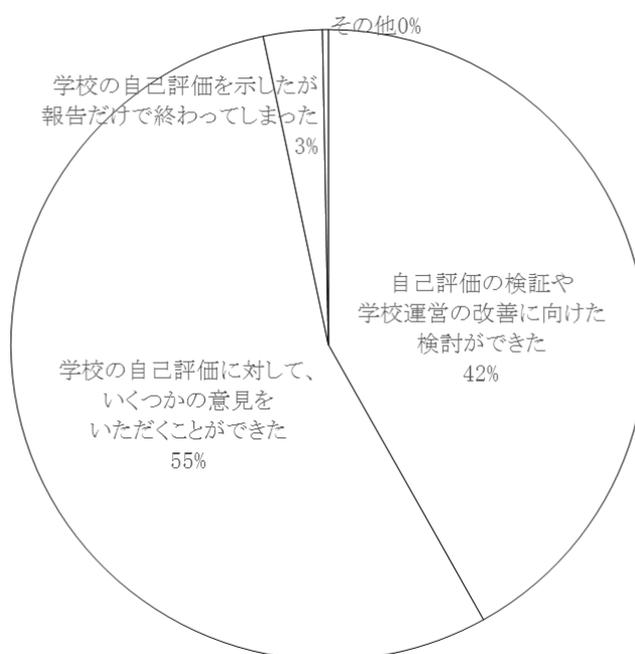
【平成 26 年度 開かれた学校づくり委員会の開催回数】

開催回数 学校	2 回	3 回	4 回	5 回
高等学校	5 校	102 校	15 校	1 校
特別支援学校	4 校	25 校	1 校	—

開かれた学校づくり委員会は各県立学校とも学期ごと年 3 回開催されているケースが多い。このうち 1 回は各県立学校の自己評価の結果を踏まえた各委員の評価を行うこととしており、開かれた学校づくり委員会は学校教育法第 67 条が定める学校関係者評価の機能を有している。

「開かれた学校づくり委員会」の平成 26 年度の活動状況について、所管課はアンケートを実施しており、「開かれた学校づくり委員会」が学校関係者評価の実施に当たり果たした役割について次のような結果となっていた。

【学校関係者評価に係る開かれた学校づくり委員会の役割（アンケート結果）】



このアンケート結果によると、全体の約 97%の県立学校について、「開かれた学校づくり委員会」が学校関係者評価における一定の役割を果たしている状況が伺える。

他方、県の特徴的な取組として、「学校を核とした県内 1000 か所ミニ集会」（以下、「ミニ集会」という）の開催を推進している。これは、地域住民の声を学校運営に生かす開かれた学校づくりや地域コミュニティの構築を目的として、原則として、千葉市を除く県内全ての公立小・中・高・特別支援学校を会場に、学校職員と保護者や地域住民が学校・家庭・地域の様々な教育課題について、膝を交えて本音で語り合うことを目的としている。ミニ集会の狙いは次の 3 つである。

- ・地域住民の声を学校運営に生かす開かれた学校づくり
- ・家庭と地域社会が理解し合い、協力し合う環境づくり
- ・学校を核とした地域コミュニティの構築

平成 26 年度において全ての県立学校がミニ集会を開催しており、授業参観（学校公開）に併せて開催する場合や文化祭等に併せて開催する場合、あるいは、開

かれた学校づくり委員会の拡大会議と位置付けて開催する場合など、開催方法は県立学校により様々となっている。

イ. 学校関係者評価の実態について（指 摘）

法令上の努力義務である学校関係者評価について、県は、県立学校に係る学校評価の実施基準においてその実施を義務付けているのは先に述べたとおりである。その上で、学校関係者評価委員会という委員会を設置するのではなく、開かれた学校づくり委員会にその機能を担わせた上で、ミニ集会の開催も学校関係者評価に活かしているという実態が浮かび上がる。

そこで、開かれた学校づくり委員会が「学校評価ガイドライン〔平成 22 年改訂〕」に示された学校関係者評価の実施の流れに従う形で開催されているのか確認する必要があることから、今回、往査対象とした 18 校について、開かれた学校づくり委員会による学校評価と自己評価との関わりについて照会したところ、次項のとおりのお返事を得ることができた。そして、次の 2 点について検出事項が把握され、改善を要するものと考えられる。

- i 生徒によるアンケート結果(集計結果)や保護者によるアンケート結果(集計結果)については、どの県立学校においても「開かれた学校づくり委員会」へ報告や協議を行っているものの、教育委員会に提出予定の自己評価の結果について開かれた学校づくり委員会に報告や協議を行っている県立学校は一部に限られていたこと。
- ii 多くの県立学校は自己評価の結果の取りまとめを「開かれた学校づくり委員会」による学校関係者評価の前に行っているものの、一部の県立学校においては学校関係者評価の後に行っていること。

この 2 点について、「学校評価ガイドライン〔平成 22 年改訂〕」によると、学校関係者評価は「自己評価の結果について評価を行うことを基本」とされていることから、県における学校関係者評価の主体である「開かれた学校づくり委員会」に自己評価の結果が示された上で学校関係者評価が行われることが期待される。また、「県立学校に係る学校評価の実施基準」においても、「自己評価が適切に行われたかどうか、学校運営の改善に向けた取組が適切かどうかなどを評価する」としており、自己評価が行われた後に学校関係者評価を行うことを前提としていることから、多くの県立学校において学校関係者評価の手法に不適切な点があると考えられる。

【開かれた学校づくり委員会による学校評価と自己評価との関わり】

学区	県立学校名	開かれた学校づくり委員会に 報告や協議を行っている事項					結果 教育委員会に提出予定の自己評価	自己評価の結果の取りまとめは いつ行われるか？
		生徒によるアンケート	保護者によるアンケート	職員によるアンケート	地域の方々によるアンケート			
第1学区	千葉女子高等学校	✓	✓	✓			前	
	京葉工業高等学校	✓	✓	✓			後	
第2学区	船橋高等学校	✓	✓		✓		後	
	船橋古和釜高等学校	✓	✓	✓	✓	✓	前	
第3学区	野田特別支援学校	✓	✓	✓			前	
	関宿高等学校	✓	✓	✓			前	
第4学区	下総高等学校	✓	✓	✓	✓	✓	前	
第5学区	銚子商業高等学校	✓	✓	✓	✓		後	
	銚子特別支援学校	✓	✓	✓			前	
	旭農業高等学校	✓	✓	✓	✓	✓	後	
第6学区	東金特別支援学校	✓	✓	✓		✓	前	
	大網高等学校	✓	✓	✓		✓	前	
第7学区	茂原樟陽高等学校	✓	✓	✓			前	
第8学区	長狭高等学校	✓	✓	✓			前	
	安房拓心高等学校	✓	✓	✓			前	
	館山総合高等学校	✓	✓	✓	✓		前	
第9学区	木更津高等学校	✓	✓	✓			前	
	鶴舞桜が丘高等学校	✓	✓	✓	✓		後	

注：「前」は学校関係者評価の前に自己評価の結果を取りまとめることを意味し、
「後」は学校関係者評価の後に自己評価の結果を取りまとめることを意味する。

また、開かれた学校づくり委員会による学校評価と自己評価との関わりについての照会と並行して、開かれた学校づくり委員会の実施要領や議題、議事録の査閲を進める中でも、アンケート結果報告とアンケート結果に基づく協議をもって学校関係者評価として取り扱っているとうかがわせる事例も散見された。

【開かれた学校づくり委員会の議事録例】

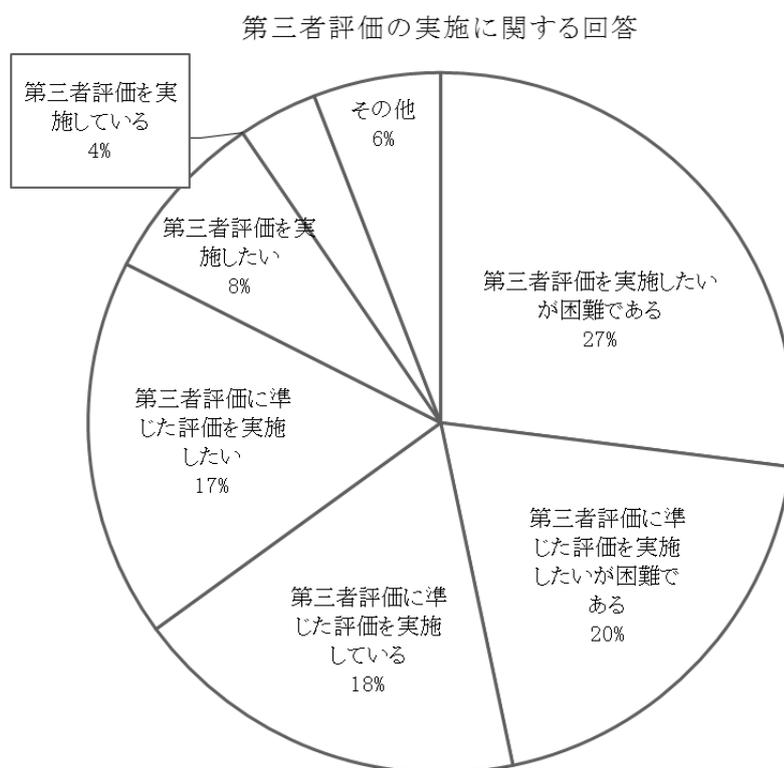
アンケート結果を報告し、アンケート結果に基づく協議は行われているものの、自己評価の結果について報告し、自己評価の結果に基づく協議が行われた様子が認められない議事録の例。

平成 26 年度 第 3 回 「開かれた学校づくり委員会」	
議事録	
///////// (中略)	
6 報告 議事応答	
(1) 学校評価について	
全日制アンケート結果について	○○教頭より説明
定時制アンケート結果について	△△副校長より説明
(2) 生徒指導の概要	
///////// (中略)	
7 協議 「今後の学校運営について」	
(以下略)	

学校教育法における学校関係者評価は努力義務に留まっているものの、県は「県立学校に係る学校評価の実施基準」において学校関係者評価の実施を盛り込んでいることから、県立学校における学校関係者評価の実施は規則上の義務である。しかし、多くの県立学校において自己評価の結果に基づき行うとした学校関係者評価の趣旨が十分に理解されていない実態が浮かび上がった。学校評価WGが公表したWG報告には「学校関係者評価委員に対して自己評価結果等の情報提供が不十分であったり、不明確であったりするため、学校関係者評価が適切に行われていない学校がある」との指摘もあることから、今後、「県立学校に係る学校評価の実施基準」に従い、「学校評価ガイドライン〔平成 22 年改訂〕」の趣旨も踏まえた上で、全ての県立学校が学校関係者評価を適正に実施するよう指導を徹底されたい。

④ 第三者評価の実施について（意見）

学校の第三者評価は法令や条例等で義務付けられているものではなく、各県立学校の主体的判断に任せられている状況にあるのは「(1) 概要」において述べたとおりである。所管課が実施した「平成 26 年度 学校評価に関するアンケート」によると、第三者評価の実施に関する各学校の回答状況は次のとおりであった。



注：県立高等学校及び県立千葉中学校のうち、本質問項目への回答が認められた 137 校（定時制を含む）を対象として集計を行い、複数回答を行った 8 校については「その他」とした。

上記アンケート結果のとおり、全体の約半数が第三者評価ないしは第三者評価に準じた評価の実施を「困難である」と回答している。他方で、「第三者評価を実施している」「第三者評価に準じた評価を実施している」という県立学校も 2 割以上認められたことから、往査対象とした 18 校についてアンケートの回答内容に関する説明を求めたところ、「第三者評価を実施している」「第三者評価に準じた評価を実施している」と記した県立学校について次の見解を得た。

【第三者評価の実施体制及び第三者評価に準じた評価の実施体制】

学区	学校名	第三者評価の実施体制	第三者評価に準じた評価の実施体制
第1学区	京葉工業高等学校	開かれた委員会とミニ集会アンケート (外部参加者)	—
第2学区	船橋高等学校	1月に、地域市民の代表者会議でアンケートを依頼し、実施	—
	船橋古和釜高等学校	—	授業公開日にアンケートを実施
第6学区	大網高等学校	—	開かれた学校づくり委員は、地域の事業者や、商工会、福祉協議会等が委員に入っており、学校関係者評価が第三者評価に準じている
第8学区	館山総合高等学校	—	事前に渡した評価結果に対して、最後の開かれた学校づくり委員会(2月20日)で、個々の委員からの意見をいただき集約したものを第三者評価と認識
第9学区	木更津高等学校	—	12月、学校の自己評価をもとに開かれた学校づくり委員会が学校関係者評価を行った

「第三者評価を実施している」「第三者評価に準じた評価を実施している」との認識を有している県立学校の実際の実施体制については以上のとおりの回答であった。大別すると次の2点に収れんすることができる。

- i 学校関係者評価を行う開かれた学校づくり委員会の委員に第三者的立場の方が含まれている場合
- ii 第三者的立場の方々へのアンケートを実施している場合

所管課によると、一般論として県立学校が実施している開かれた学校づくり委員会による学校関係者評価は第三者評価に準じた効果が期待されるということであった。しかし、何をもって「第三者評価」又は「第三者評価に準じた評価」とするかについては各県立学校の判断に委ねているようである。

「平成 26 年度 学校評価に関するアンケート」は第三者評価についての実施有無を問うに過ぎないことから、第三者評価に対する各県立学校の実施体制についてはアンケート結果で明らかにはされておらず、また所管課も実施体制や実施結果については把握をしていない。第三者評価はそもそも任意の評価であり、実施体制についても柔軟な解釈や対応が認められ得るものではあるが、各県立学校の回答の基礎となる第三者評価の考え方や捉え方が統一的なものでないと推測される以上、実施したアンケートの回答結果をそのまま今後の教育政策に活かすことは困難な状況にあると思慮される。

学校評価に関して各県立学校にアンケートを実施することは、学校評価についての今後の教育行政に対する貴重な資料となり得る。時間と労力をかけて実施したアンケートを実施するからには、アンケート結果を最大限活かせるような工夫が必要であり、今後のアンケート実施においては、第三者評価についてアンケート内で一定の定義付けを行う等の工夫により回答内容の公平性を担保し、アンケート結果を今後の教育政策に活用されることを要望する。

⑤ 学校評価の活用について（意見）

県立学校の学校評価システムは、統一的な評価書様式を定めるとともに、代表的な評価項目（学校経営・学習指導・生徒指導・キャリア教育）における評価結果の記述を求めるものであるが、評価方法・評価基準について明瞭な指標化まで求めている。そのため、自己評価結果や学校関係者評価結果を各県立学校訪問時の個別的な指導の材料とすることはあっても、自己評価結果や学校関係者評価結果に対する県立学校全体としての総括的な分析はなされていない。その結果、教育委員会が評価結果を各県立学校横断的な見地から人事管理及び予算配分に活用することは、検討されていない。

学校評価の実施が組織的な教育活動その他の学校運営の改善につながり、より一層実効性のある仕組みにするためには、県立学校の設置者である教育委員会が各県立学校に対して人事面あるいは財政面でどのような支援が必要となっているのか総括的に分析することが必要であり、そのためには、自己評価結果や学校関係者評価結果を総括的に分析しやすいものに改めることが望まれる。

各県立学校における具体的な評価方法や評価基準に踏み込んだ目標設定については「① 学校評価の実施について（意見）」において述べたとおりであるが、

県立学校の設置者としての総括的な分析を行いやすくする観点から、統一的な評価書様式において一定の共通指標を定める等の対応を行い、学校評価の結果を各県立学校横断的な見地から人事管理及び予算配分に活用すること等を検討するよう要望する。